

## 第4次

# 会津若松市男女共同参画推進プラン

～男女がともに輝ける社会へ～

男女共同参画社会!



会津若松市

# 男女共同参画都市宣言

(市制百周年記念)

美しい自然と確かな歴史、豊かな文化に恵まれた会津若松市の市民として、誇りと自信を持ち、男女の平等を基本理念に、「男女共同参画都市」を宣言します。

1 わたしたちは 性別にとらわれず、ひとりひとりの人権が尊重され、個性と能力が生かせる会津若松市をめざします。

1 わたしたちは お互いを認めあい支え合って、あらゆる分野に男女が共同で参画でき、いきいきと暮らせる会津若松市をめざします。

1 わたしたちは 共に手を取りあい、かけがえのない地球の環境を守り、平和で豊かな会津若松市をめざします。

2000年2月27日

会津若松市

## はじめに

会津若松市は、平成12年2月に県内初の「男女共同参画都市宣言」を行い、平成16年4月1日には「会津若松市男女共同参画推進条例」を施行し、性別にかかわらず様々な場面において多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、市民の皆様とともに取り組んでまいりました。

このたび、現行の「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン（改訂版）」が計画期間（平成21年度～平成25年度）の最終年度を迎えることから、これまでの取り組み成果や課題を踏まえながら、新たに「男性にとっての男女共同参画の推進」や「地域活動における男女共同参画の推進」などを施策に位置づけ、プランを策定いたしました。

本プランの策定にあたりましては、男女共同参画推進の主役である市民の皆様の視点を取り入れていくために、市民ワークショップの参加者や会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体の皆様から男女共同参画推進に向けたご意見をいただくなど、市民の皆様とともに策定に取り組んでまいりました。

本市の男女共同参画社会の実現は、行政はもとより、市民や事業者等の皆様それぞれが主体的に推進していくことで実現できるものです。

どうか、市民の皆様、事業者等の皆様には、この男女共同参画社会実現に向けた新たなプランの策定趣旨をご理解のうえ、ともに取り組んでいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、熱心にご審議いただきました会津若松市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を数多くお寄せくださいました市民の皆様、ご協力いただきました多くの方々に心から御礼申し上げ、あいさつといたします。

平成26年3月



会津若松市長 室井照平

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会形成の必要性	1
2 計画策定の趣旨と経緯	2
3 基本理念	3
4 計画の基本目標	3
5 計画の性格	3
6 計画の位置づけ	3
7 計画の期間	4

## 第2章 計画の内容

計画の体系	5
基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり	6
重点目標1 男女共同参画への理解促進	8
(1) 男女共同参画への理解促進に向けた広報・啓発活動	9
(2) 男女共同参画に関する調査／情報の収集と提供	10
重点目標2 男女共同参画の視点による学習の推進	13
(3) 男女共同参画の視点による学校教育の推進	14
(4) 男女共同参画の視点による生涯学習の推進	15
基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり	18
重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	19
(5) 仕事と家庭生活との両立支援	21
(6) 男女がともに働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進	21
(7) 男性にとっての男女共同参画の推進	23
重点目標4 地域活動における男女共同参画の環境づくり	26
(8) 地域活動における男女共同参画の推進	27
(9) 男女共同参画推進活動への支援	28
重点目標5 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	30
(10) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進	31
(11) 女性の人材育成の推進	32
基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり	34
重点目標6 人権が侵害されることのない社会環境づくりに向けた支援	35
(12) DV等防止に向けた意識啓発	38
(13) 相談・支援体制の充実	39

## 第3章 計画の推進

1 推進に向けて	41
(1) 市役所の役割	41
(2) 市民（個人）へ期待されること	46
(3) 市民活動団体・NPO等へ期待されること	46
(4) 企業・事業者へ期待されること	46
2 進行管理	47

## 資料編

■ 第4次会津若松市男女共同参画推進プランの策定経過	48
■ 諮問書・答申書	49
■ 会津若松市男女共同参画審議会委員名簿	52
■ 会津若松市男女共同参画行政連絡会議設置要綱	53
■ 男女共同参画に関する国内外の動き	54
■ 会津若松市男女共同参画推進条例	57
■ 男女共同参画社会基本法	61
■ 日本国憲法（抄）	66





# 第1章

## 計画の基本的な考え方



市の鳥 かっこう

# 1 男女共同参画社会形成の必要性

これまで、私たちのふるさと会津は、地域の発展のため、そして日本の発展のために活躍した多くの女性を輩出してきました。

近代においては、夫の新島 襄とともに現在の同志社大学の創設に尽力し、また、日本で初めての篤志看護婦として活躍した「新島 八重」をはじめ、近代看護教育の普及に尽力した「大山 捨松」、女性の自立を求めた文学者「若松 賤子」、幼児教育・女子教育の先駆者「海老名 リン」など、当時の男女不平等の社会制度や古いしきたりなどに流されず、堂々と自分の生き方を貫き、日本や地域の発展、女性の地位向上のために尽力した先人たち・・・。

この会津には、まさに近代日本の男女共同参画の精神を築いてきた先人の熱い志が脈々と流れています。

さて、現代においては、少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、社会経済情勢が大きく変化していくなか、右肩上がりの経済成長を前提とした社会経済システムも、大きくその変革を求められています。

そのため、多くの地方自治体においては、いかにして地域社会を持続的に発展させ、心豊かな市民生活を実現していくのかが課題となっています。

男女共同参画社会実現に向けた取り組みは、性別にかかわらず、職場や家庭、地域活動など様々な場面において、多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指した取り組みです。

女性の職場での活躍は、女性特有の生活感あふれる視点や感性が、企業や事業者等に活力を与えるとともに、従来の商品やサービスに新たな価値を付加していくものとして、これまで以上に期待が寄せられており、地域経済の活力再生の鍵とされています。

こうした期待にこたえていくためには、企業や事業者、行政など関係機関が連携し、男女がともにその能力を発揮していくことのできる働きやすい職場環境づくりを推進していくことが必要です。

一方で、ライフスタイルが多様化している現代社会において地域社会を持続的に発展させていくためには、市民生活を支える町内会活動や、心に潤いを与える生涯学習活動など、様々な地域活動のより一層の充実が求められます。

それらのさらなる充実を図っていくためには、活動そのものが活性化していくことが不可欠ですが、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、男女がともに、様々な地域活動に参画し、従来の活動に多様な視点や新たな考え方が取り入れられていくことが期待されます。

地域社会の持続的な発展に必要な「男女がともに働きやすい職場環境の整備」や「男女のライフスタイルの見直し」を促進していくためには、男女共同参画の視点から、家庭や学校、職場や地域社会において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をなくしていくことが不可欠です。



家庭や学校、職場や地域社会などのあらゆる場において、性別にかかわらずすべての人が自分の意思で参画し、ともに協力し合うことができる「男女共同参画社会」。  
今、その早急な実現が求められています。

## 2 計画策定の趣旨と経緯

国際社会においては、昭和 50 年の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされ、我が国においても、男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向けて、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうした状況のなか、本市においては、平成 12 年に県内で初の「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 16 年には「会津若松市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、「第 3 次会津若松市男女共同参画推進プラン『チャレンジ 2008』」による各種施策を展開し、市民とともに男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

また、現行の「第 3 次会津若松市男女共同参画推進プラン（改訂版）」では、3 つの基本目標を柱に、「固定的な性別役割分担意識の解消」、「女性登用を促進するための意識啓発・女性のエンパワーメント」、「将来を担う子どもたちへの男女平等教育」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点での事業展開」の 4 つを、重点的な取り組みと位置づけ、各種施策を実施してきました。

このうち、「将来を担う子どもたちへの男女平等教育」では、平成 21 年度に公立小中学校における「男女混合名簿」の導入率 100%を実現するとともに、高学年児童を対象とした人権や男女平等への意識醸成を図るための「子ども人生講座」についても、平成 21 年度以降、市立小学校での実施率がほぼ 100%に達するなど、一定の成果が見られました。

一方、「固定的な性別役割分担意識の解消」では、平成 24 年度に実施した市民意識調査から、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く見受けられるなど、男女共同参画社会実現に向けて、さらなる取り組みが必要です。

現行プランは、平成 25 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取り組み成果や課題を踏まえるとともに、東日本大震災により浮き彫りとなった「防災分野における男女共同参画」や、国が新たな課題として位置づけている「男性にとっての男女共同参画」などを、男女共同参画社会実現に向けた新たな視点として取り入れながら、第 4 次会津若松市男女共同参画推進プランを策定するものです。

### 3 基本理念

本市の男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

男女がともに認め合い、思いやり、一人ひとりが輝く社会を目指して

### 4 計画の基本目標

計画の基本理念を施策展開につなげていくため、次の3つを計画の基本目標とし、施策を体系づけます。

- ◆ **基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり**
- ◆ **基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり**
- ◆ **基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり**

### 5 計画の性格

この計画は、本市が男女共同参画を推進するためのものであり、男女共同参画社会を形成するための主要な施策について記載したものです。

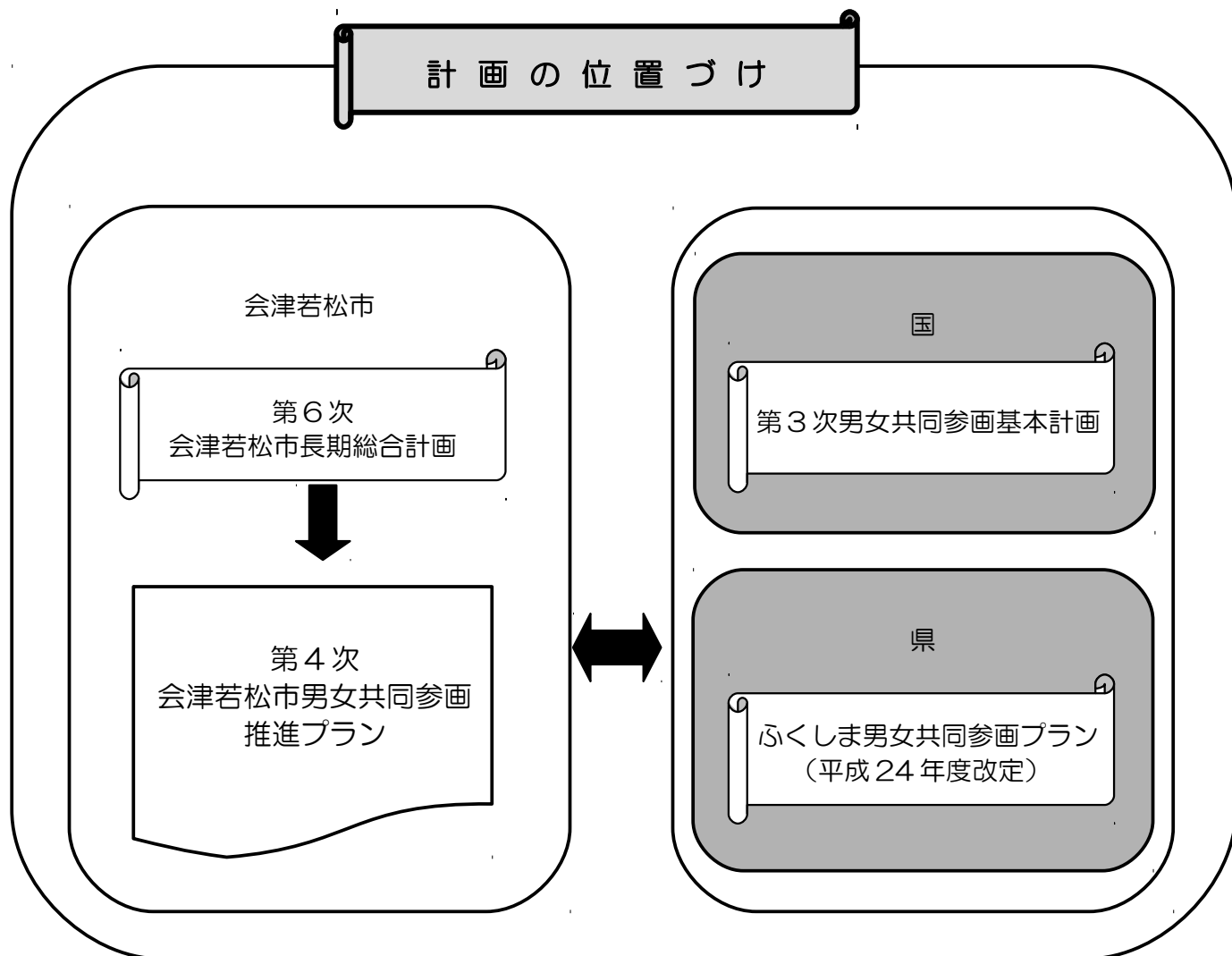
また、市はもとより、市民一人ひとりがそれぞれの立場から家庭、地域、学校、職場など社会全体において積極的に取り組んでいくためのものです。

### 6 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として、また、会津若松市男女共同参画推進条例第9条に規定する「男女共同参画

推進計画」として位置づけられるものです。

また、「第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』」の政策6-2「男女がともに自立して尊重しあうまちをつくる」の具現化に向けた個別計画でもあり、男女共同参画を推進するための方向性と主要な施策について示したものです。



## 7 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。



# 第2章

## 計画の内容



市の花 タチアオイ

# 計 画 の 体 系



【基本理念】 男女がともに認め合い、思いやり、一人ひとりが輝く社会を目指して

# 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

男女が、社会のあらゆる分野とともに参画し、ともに責任を担っていくためには、性別にとらわれずその個性と能力を十分に発揮でき、多様な生き方が尊重される「男女共同参画社会」の実現が早急に求められます。

しかしながら、平成24年度に実施した市民意識調査では、「男女共同参画社会」という言葉について「少しは中身を知っている」「言葉だけ聞いたことがある」と答えた人の割合は合計で59.7%ですが、「よく知っている」と答えた人の割合は11.9%にとどまっています。

また、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表されるような、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っていることがうかがえます。

長い時間をかけて形成されたこの意識はすぐに変えることはできませんが、誰もが将来に向けたライフデザインを主体的に形づくることができるよう、市民や事業者等が男女共同参画社会実現の必要性についての理解を深めていくことは、社会の持続的な発展のために重要です。

まず、その第一歩として、この固定的な性別役割分担意識が男女ともに自分や相手の選択肢や可能性をせばめているという問題に気づくことが大切です。

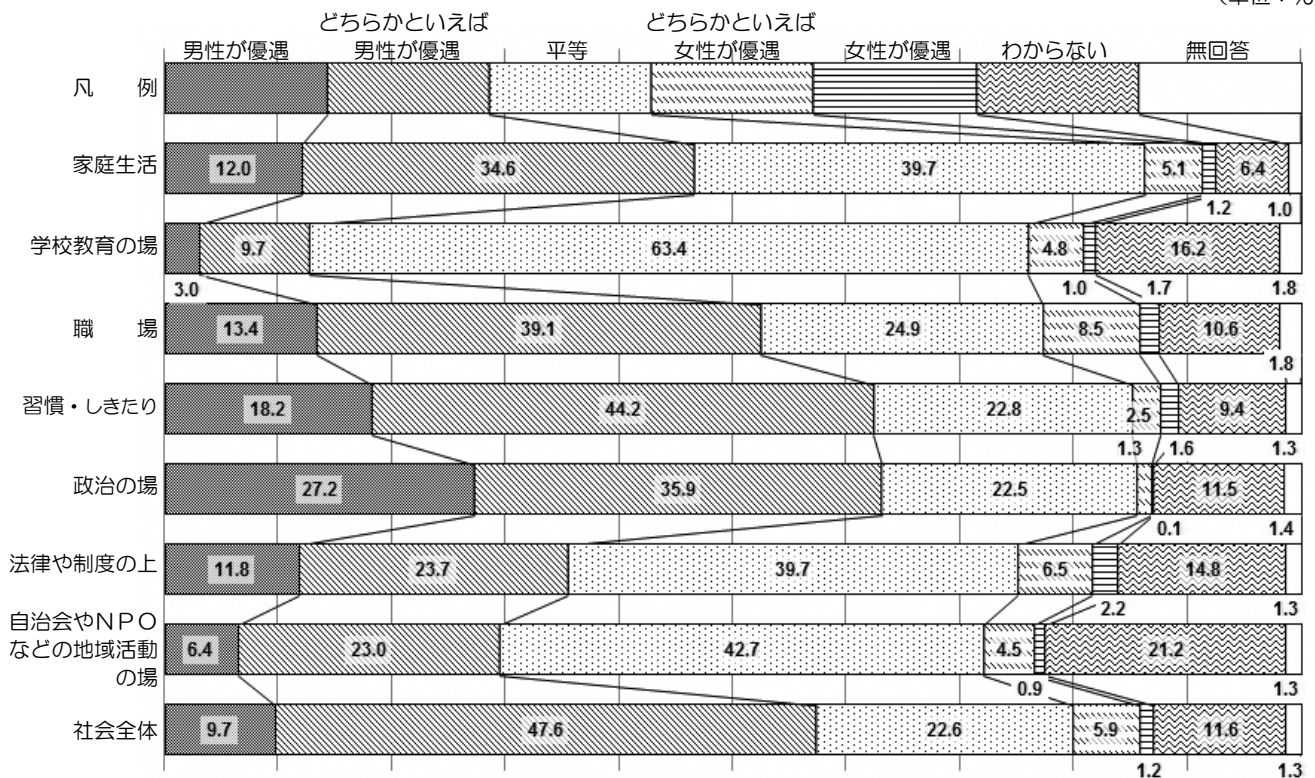
この気づきにより、社会的につくられた既成概念の枠を一人ひとりが取り払い、従来の固定化された社会の仕組みを変えていくことが、男女共同参画社会の実現には不可欠です。

そのために市民一人ひとりの理解が重要であることから、意識調査などにより情報収集・現状把握を行うとともに、様々な機会をとらえて男女共同参画への理解促進を図っていきます。

## ■ 男女の地位の平等感について

依然として“男性優位”と感じている人が多く、習慣・しきたりなど、全体的に「男性が優遇されている」と考えている人が多くなっています。

(単位：%)

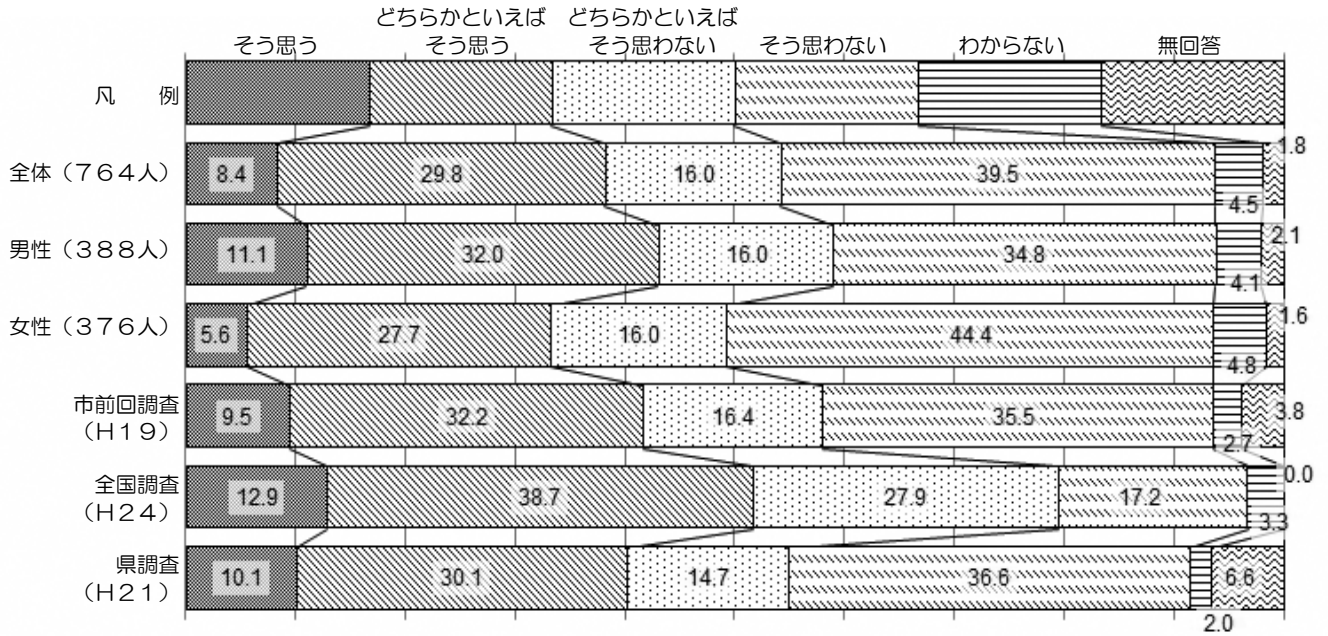


(総数=764人)

■ 家庭に関する考え方について <夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである>

前回調査と比較すると、肯定派（そう思う、どちらかといえばそう思う）が、全体として41.7%（H19）から38.2%（H24）に減少しています。このことから、固定的な性別役割分担意識が低くなりつつあることがうかがえます。

（単位：％）



資料：平成24年度 会津若松市男女共同参画に関する意識調査報告書





# 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

## 重点目標1 男女共同参画への理解促進

### 現状と課題

- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが全国的に進められていますが、「男女共同参画」という言葉自体や、基本的な考え方が十分に認知され、理解されるまでには至っていないのが現状であり、本市においても同様です。
- また、その考え方、とらえ方は性別・年代によっても異なり、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるような、男性または女性の生き方を固定的な考えでとらえようとする意識が、様々な場面で依然として根強く存在している現状もあります。
- 最近では、男女の枠にとらわれない生き方や考え方をする人も増えていますが、平成24年度に実施した市民意識調査では、男女の地位の平等感について、「家庭生活」「職場」「習慣・しきたり」「政治の場」等の場面において男女が平等ではないと感じている人が依然として多い状況にあります（6ページ参照）。
- このように、いまだ固定的な性別役割分担意識や不平等感が社会的に解消されない点に加えて、「男女共同参画」の考え方が十分に理解されていない点については、男女共同参画を推進していく上で大きな課題となっています。

### 目 標

- 「男女共同参画」の考え方が正しく理解されないことは、男女共同参画を推進する上での大きな妨げとなることから、調査等を通じて現状や課題をとらえるとともに、広報・啓発活動等により男女共同参画についての理解促進、意識啓発を図っていきます。



## 主要施策（１） 男女共同参画への理解促進に向けた広報・啓発活動

- ★ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され、男女平等の考えに立つには、男女共同参画の考え方について正しい理解の浸透を図る必要があります。
- ★ また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、行政が主体となって進めていくだけではなく、一人でも多くの市民が男女共同参画について理解し、それぞれが意識を持って家庭や職場、地域等で実践していくことが重要です。
- ★ そうしたことから、性別や年齢を問わず多くの市民への理解促進を図るため、関係機関・団体等とも連携しながら様々な手段・手法により効果的な広報・啓発活動を推進していきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
1	多様な媒体による分かりやすい広報・啓発	市のホームページや情報紙など多様な媒体を活用し、また分かりやすい、親しみやすい表現とするなど工夫しながら広報、啓発を展開していきます。  《事業例》 ・男女共同参画情報紙「ぱーとなー」の発行 ・市ホームページ（男女共同参画ページ）の充実 ・情報メールでの配信	協働・男女参画室
2	関係図書等の整備	市民への理解促進を図るため、男女共同参画に関する図書やDVD等、参考となる資料を整備し、会津図書館内の「男女共同参画コーナー」等の充実を図るとともに、展示コーナーや図書館だより等で関連図書の紹介を行っていきます。  《事業例》 ・関係図書やDVD等視聴覚資料の購入 ・展示コーナーや図書館だよりにおける関連図書の紹介	生涯学習総合センター 協働・男女参画室
3	イベント等の開催による啓発	市民との協働などによりイベント等を開催し、市民への理解促進と意識啓発を図っていきます。	協働・男女参画室

		《事業例》 ・男女共同参画都市宣言記念事業の実施	
4	関係機関等との連携・協力による啓発	男女共同参画に関する関係機関や団体等と連携・協力しながら、広報・啓発活動を実施していきます。  《事業例》 ・県男女共生センターとの連携・協力 ・男女共同参画週間（毎年6/23～6/29）の周知	協働・男女参画室

### 《主な指標》

No.	項目	H25 現状値	H30 目標値
1	関連図書の数（会津図書館）	548冊 (H24年度末)	700冊

## 主要施策（2） 男女共同参画に関する調査 / 情報の収集と提供

- ★ 本市が男女共同参画を効果的に推進していくためには、本市における現状や課題を十分に把握し、施策に反映させることが重要であることから、推進に必要な調査等を定期的実施していきます。
- ★ また、男女共同参画に関する現状や課題を客観的にとらえるとともに市民の理解も得られるよう、国や県を含めた統計データ等を情報収集し、必要に応じて公表していきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
5	各種調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査等を定期的実施し、施策への活用を図るほか、調査結果を公表し、市民の意識の啓発を図っていきます。  《事業例》 ・市民意識調査の実施	協働・男女参画室 関係各課

6	統計資料等の整備	男女共同参画に関する統計等により現状を把握するとともに、施策推進の参考とするため、統計資料の整備を行っていきます。  《事業例》 ・男女共同参画データブックの作成	協働・男女参画室 関係各課
---	----------	--	------------------

### 《主な指標》

No.	項目	H 25 現状値	H 30 目標値
2	市民意識調査における、「男女共同参画社会」という言葉の認知度	71.6% (H 24 年度)	80%

## ◆コラムコーナー◆

### 《男女共同参画週間について》

国の男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。

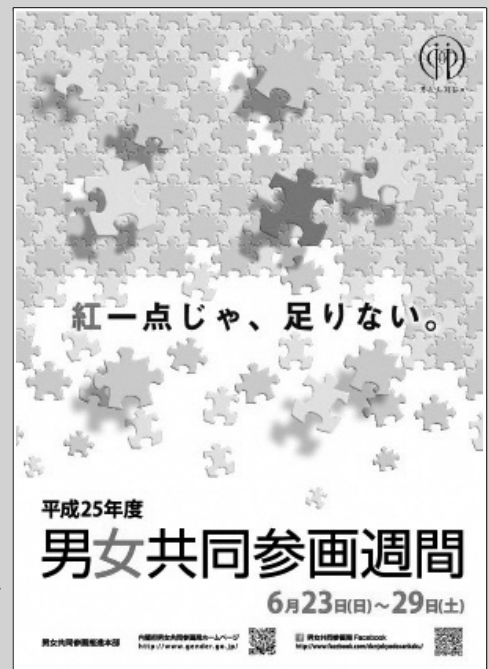
(国からのメッセージ)

『男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性や能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか?』というものです。

平成25年度のキャッチフレーズは、「女性が様々な分野で活躍することにより、日本が元気になることが伝わるようなもの」ということで募集が行われ、「紅一点じゃ、足りない。」が最優秀賞に選ばれました。

(右 平成25年度内閣府啓発ポスター)



## 《会津図書館内「男女共同参画コーナー」について》

会津図書館には、「男女共同参画コーナー」（写真左下）があります。

平成25年9月には、東日本大震災の際に「女たちの震災復興」を長岡から応援する会のみなさんからいただいた義援金の一部で、防災関係の図書を購入しました。



そこにあるいろいろな本を読んでみると、長い歴史の中でつくりられてきた「男だから」「女だから」「女はこうあるべき」「男はこうでなければいけない」といった固定的な性別役割分担意識が、現代社会で起きている様々な問題や課題の原因として関連していることが意外に多いことに気づきます。

みんなで男女共同参画に取り組み、お互いに負担や責任を分かち合い、男性も女性も肩の荷を少し降ろしてみませんか？

そのヒントが、「男女共同参画コーナー」にあるかもしれません。

## 《県男女共生センターについて》

県男女共生センター「女と男の未来館」（写真右下）が二本松市にあります。

ここは、自己啓発や積極的な社会参加を通して、一人ひとりが主体的に男女共同参画の問題に取り組み、心豊かな人生を送るための実践的活動拠点として活用できる施設です。

（1）情報機能（2）自立促進機能（3）交流機能の3つの機能があり、男女共同参画に関する講座や講演会なども開催されています。

平成25年度の講座は、

- ・女子“防災”力UPセミナー
- ・「定年後を輝いて生きる～これからは自分の人生～」などが開催されました。



## 《市民意識調査の自由記載欄から》



「男女平等」や「男女共同参画」といった言葉を用いなくてもよい時期が早くくれば良いと思います。性別にとらわれず、仕事や家庭生活が本人達にとって納得いく形で送れるような社会になることを望みます。

# 基本目標 1 男女共同参画への意識づくり

## 重点目標2 男女共同参画の視点による学習の推進

### 現状と課題

- 人権や男女平等といった普遍的な価値観を理解していただくには、人格や価値観、人生観などが形成される子どもの時期の教育が重要です。そのため、本市ではこれまで市立小学校5～6年生を対象に「子ども人生講座」を実施してきました。  
平成24年度では19校中18校が実施し、平成25年度は実施率が100%となるなど、男女平等教育が徐々に浸透しています。さらに、市内小中学校の児童生徒を対象とした「男女平等に関する作文コンクール」においては、年々応募件数が増加し、平成25年度では過去最多の343件の応募がありました。  
このことは、子どもたちの男女平等への関心の高さと素直な目で学校生活や家庭生活、社会を直視し、ジェンダーに敏感な視点が育まれているものと思われれます。特に中学生の応募件数の増加が顕著であり、小学生時に受けた「子ども人生講座」により関心が高まっている影響があるものと推察されます。次代を担う子どもたちがやがて大人になり、だれもが生きやすい社会へと徐々に変わっていくことを期待するものです。
- また、子どもたちだけでなく大人も含め多くの人に男女共同参画の考え方を理解していただくには、広報活動だけでは情報量も限られ十分とはいえません。男女共同参画社会実現の必要性・重要性を理解し、現状を正しくとらえ、課題解決に向け一人ひとりが取り組むためには、学習機会の充実を図ることも大変重要です。
- 平成24年度に実施した市民意識調査では、市の施策に望むこととして、「学校などにおける男女平等教育の推進」が27.6%、「社会教育・生涯学習の場での学習の充実」が19.4%の方からあり、教育の必要性や学習の機会の充実を望む意見が多く出されているところです。

### 目 標

- 学校教育や家庭教育、社会教育における男女共同参画に関する多様な学習の機会の充実を図るとともに、意識啓発のための事業を展開することにより、人権尊重や男女平等意識の醸成を図り、誰もが性別にとらわれずいきいきと生きることのできる社会を目指していきます。



## 主要施策（３） 男女共同参画の視点による学校教育の推進

- ★ 将来を見通した長期的な視点に立ち、次代を担う子どもたちが、一人の人間としてお互いの人格や個性を尊重し合い、また、個性や能力を十分発揮し、性別にとらわれることなく自らの意思によって行動ができるよう、男女共同参画意識の醸成を図るための学校教育やそれに関連する事業等を推進していきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
7	学校における男女平等教育の推進	小学生を対象に、男女平等意識の醸成を図るための出前講座を実施していきます。  《事業例》 ・「子ども人生講座」の実施	協働・男女参画室 学校教育課
8	男女平等意識を育む事業の推進	小中学生を対象に、男女平等意識の高揚を図るための事業を実施していきます。  《事業例》 ・男女平等に関する作文コンクールの実施	協働・男女参画室 学校教育課
9	人権教育の推進	市立小中学校が、教育に関する全体計画等に基づき、関係教科等（道徳、学級活動等）において人権教育を推進していきます。  《事業例》 ・人権教育全体計画の作成	学校教育課
10	生きるための性教育の推進	各学校において、性に関する全体計画等に基づき、関係教科等（体育、学級活動等）にて性教育を実施していきます。また、各学校から事例を集約し、実践事例集を作成してその活用を図っていきます。  《事業例》 ・性教育全体計画の作成 ・実践事例集の作成と活用 （市教育委員会ホームページ）	学校教育課

## 《主な指標》

No.	項目	H 25 現状値	H 30 目標値
3	子ども人生講座の実施校数（市立小学校）	19/19 校	19/19 校
4	男女平等に関する作文コンクール応募者数 （小・中学生の合計）	343 人	450 人
5	人権教育全体計画策定率（市立小中学校）	30%	100%

## 主要施策（４） 男女共同参画の視点による生涯学習の推進

- ★ 男女がともに多様な生き方が選択できる男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の重要性が理解され、また、家庭生活や地域活動等において男女共同参画の視点に立った行動や考え方を持つことが大切であることから、理解促進に向けた学習の機会を設けていきます。

## 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
11	出前講座等の開催による理解促進	男女共同参画への理解を促進するため、出前講座のメニューとして「男女共同参画」に関する内容を設け、申し込みに応じ実施していきます。  《事業例》 ・生涯学習出前講座での実施	協働・男女参画室 生涯学習総合センター

## 《主な指標》

No.	項目	H 25 現状値	H 30 目標値
6	男女共同参画に関する講座の申し込み数	1 件	5 件



## ◆コラムコーナー◆

### 《子ども人生講座について》

これまで、市立小学校5～6年生を対象に、男女平等について考える「子ども人生講座」を開催してきました。

この講座では、外部講師が様々なテーマを投げかけ、子どもたちが男女平等や将来の夢などについて、考えたり発表したり、活発に授業を行っています。

講座が終わってからの子どもたちの感想などから、子どもたちの心の中に、相手を認め合い、お互いに仲良くしよう、自分の夢に向かってがんばろうなど、徐々に男女平等の意識が育みつつあることがうかがえます。

「これは男がすることだ」とか「これは女がすることだ」ではなく、男女が助け合って協力しあうことで、毎日みんなが楽しく過ごせるな、と思いました。  
(受講した児童の感想より)



### 《市民意識調査の自由記載欄から》



男女の差別がない社会をつくるためには、教育が重要であると思う。

まだまだ家庭でも「女がこうあるべき」「男がこうあるべき」というような考えが多いので、それを学校教育の場で男女の差別はない社会を目指すことを教えていくことができればよいと思う。

## 平成24年度 男女平等に関する作文コンクールから

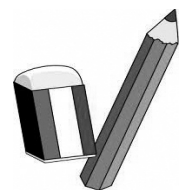
中学校の部 最優秀賞受賞作品

題名「男女平等は家庭から」

(一部抜粋)

世の中、男女平等、共同参画と言われているが、まずは家でのしつけや教育から、あらゆる場で性にこだわらない子育てや教育をする必要があるのだと思う。これは男が、これは女がという考え方を換えなくてはいけない。

私の祖父は、昔かたぎの人なので、男尊女卑的な考えを持つ。何を言っても考えを変えようとはしない。その祖父に育てられた父もそういう考え方だ。でも、母の考えは違っていた。男も女も一人の人間であって、一人一人の個性が大事で、何よりも平等でなければいけないと常に言っている。「男女共同参画社会」とは、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会のことだと教えてくれた。母が何も言えない人だったら、私はそのまま祖父の考えのままに育ったのかと思うとぞっとする。そう考えると、家での子育てというのは大事なんだと思う。社会にでる前のしつけだ。小さな家庭の中で、偏見のない教育を受ければ、やがて社会に出てからも男女の区別なく人間らしい生き方をすることが出来るのだと思う。



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

少子化や高齢化が進行していくなか、将来にわたり活力ある社会や地域経済を維持していくためには、政治や行政の公的分野、事業者、地域で活動する団体等において、多様な視点や新たな発想を取り入れていくこと、また、多様な人材の能力を生かしていくことが非常に重要です。

例えば、女性が職場でキャリアを積み活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすことなど、男女が主体的にライフデザインを形づくるために、また、男女がともに充実した生活を送れるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、これまでの働き方を見直し、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図っていく「ワーク・ライフ・バランス」を推進していくことが不可欠です。

一方、社会や地域経済が活力を取り戻していくためには、女性の新たな視点や発想を、政治や行政の公的分野、事業者、地域で活動する団体等において取り入れていくことが重要であり、各分野に男女がバランスよく参画していくことが不可欠です。

しかしながら、職場や地域活動の場等においても固定的な性別役割分担意識や習慣、しきたりなどが根強く残り、地域における様々な課題解決に向けて男女共同参画の視点が十分に生かされていない、また、指導的立場にある役職者等への女性の参画が少ないなどといった現状が見受けられます。各分野への女性の参画を促進していくためには、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、女性が参画しやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

少子化が進行するなか、すべての市民が心豊かに充実して暮らせる地域社会を目指して、家庭生活や職場、地域といった様々な活動の場において、多様な視点や新たな発想が取り入れられ、男女がともにその個性や能力を発揮して充実した生活を送ることができるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の推進や地域活動における男女共同参画の推進、さらには政策・方針決定過程への女性の参画促進など、男女共同参画の社会環境づくりを推進していきます。



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

### 重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

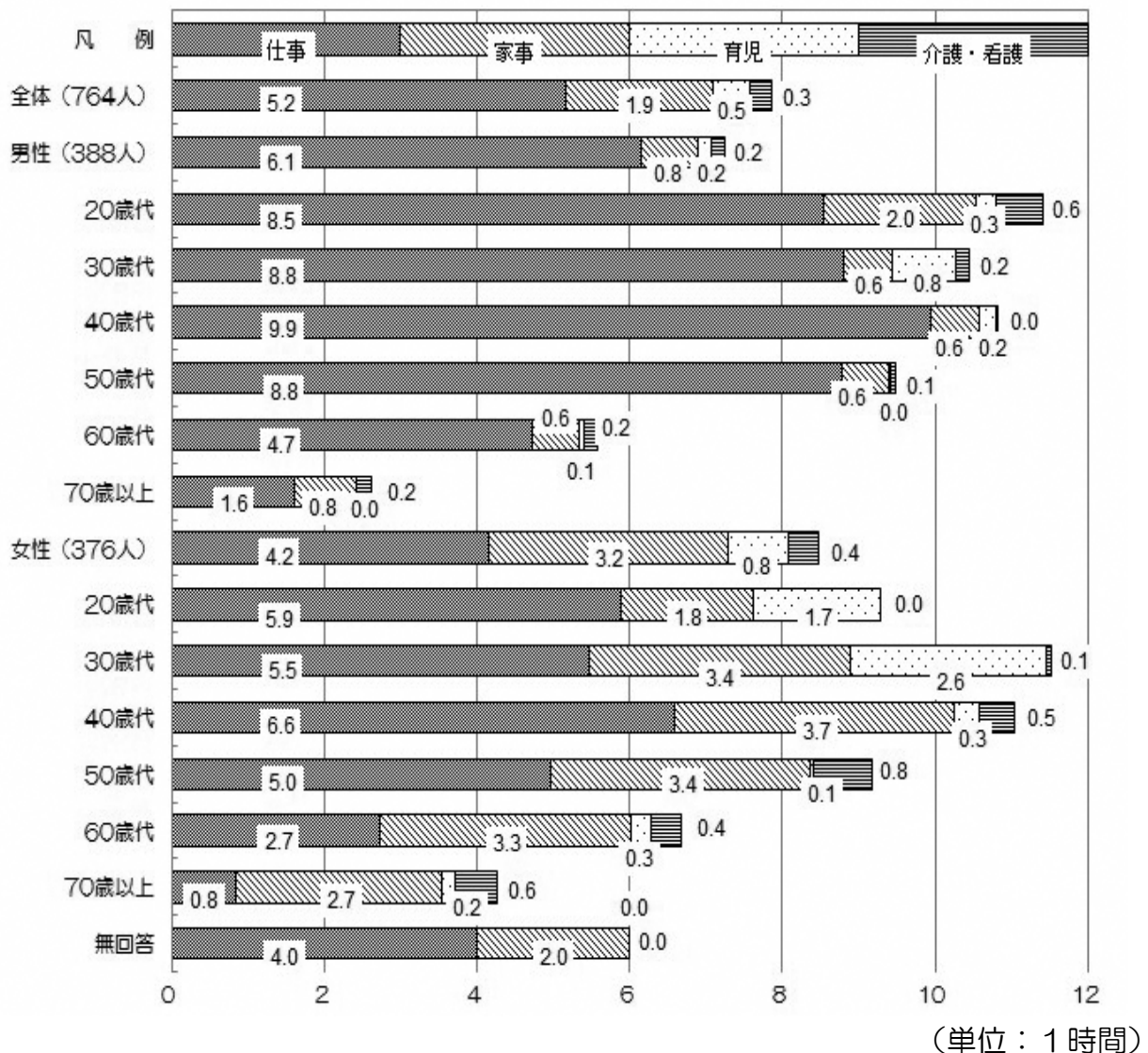
#### 現状と課題

- 平成24年度に実施した市民意識調査では、男女の生活実態として、1日24時間のうち、男性の20歳代から50歳代では「仕事」に費やす時間が8時間を越え、女性の30歳代から60歳代では3時間強を「家事」に費やし、20歳代から30歳代の女性は、2時間程度を「育児」に費やしていることがうかがえます（20ページ参照）。  
家事や育児については、依然として女性がその多くを担うとともに、男性については、労働時間が長く仕事中心のライフスタイルとなり、家事や育児に参加しづらい状況にある、ということが言えます。
- いわゆる「育児・介護休業法」が平成17年に改正されて以来、多くの事業者で育児休業制度等の整備が進んできていますが、いまだに取得者における男女の割合には大きな隔たりがあるため、今後も、事業者に対して男女共同参画への理解を促進していくとともに、育児や介護への支援制度の充実が求められています。
- 国の統計等の調査によれば、平成24年における全就業者に占める女性の割合は42.3%になりますが、そのうち非正規雇用者は半数以上を占め、男性に比べてその割合が高いことが指摘されています。  
また、女性就業者の年齢構成に着目すると、結婚・出産期にさしかかる25歳以降において、正規雇用者が減少し、非正規雇用者が増加する傾向が見られ、その原因としては、結婚・出産・育児に当たる年齢で離職した後、勤務時間の制約などの理由から正規雇用者として再就職するケースが少なくなるためとされています。



## ■仕事・家事・育児・介護等に費やす時間

男性は「仕事」に費やす時間が大方を占め、女性は家事や育児に費やす時間が長くなっています。



資料：平成24年度 会津若松市男女共同参画に関する意識調査報告書

## 目 標

- 多様な生き方が尊重されるとともに、一人ひとりが性別にかかわらずその個性と能力を発揮しながら充実した生活を送るために、男性の労働時間が長いライフスタイルを見直すとともに、家事や育児、介護において女性の負担軽減を図り、仕事と家庭生活、地域活動とを両立し、心豊かな生活ができるように支援していきます。
- 地域の活力と豊かさが実感できる社会づくりに向け、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動などにバランスよく参画できるよう、各分野でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための取り組みを推進していきます。

## 主要施策（５） 仕事と家庭生活との両立支援

- ★ 女性の社会進出が進むなか、育児や介護などの両立が難しく、男性と比較して女性が生涯にわたる就業を継続しにくい環境があります。そのため、育児や介護に関する支援施策の展開をはじめとして、家事育児に関連する講座の開催や相談窓口の充実など、ニーズに応じた様々なサービスの提供に努めていきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
12	子育て支援援助活動の支援	個々のニーズへの柔軟な対応を図るため、子育ての支援を受けたい人と援助を行いたい人の連絡や調整等を行う子育て支援援助活動に対し支援を行っていきます。  《事業例》 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施	こども家庭課
13	子育て家庭への各種サービスの充実	保育所入所定員の拡大、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策など、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービスの充実に努めていきます。	こども保育課

### 《主な指標》

No.	項目	H25 現状値	H30 目標値
7	ファミリー・サポート・センター利用件数（年間延べ件数）	4,434 人 （H24 年度）	5,000 人
8	保育所待機児童数（潜在的待機児童数）	44 人	0 人
9	学区外の子どもクラブへ通う児童数（タクシー利用児童数）	51 人	0 人

## 主要施策（６） 男女がともに働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進

- ★ 男女がともに働きやすい職場環境を整備していくためには、事業者や個々の就業者が、ともに仕事中心のライフスタイルの見直しや長時間労働の抑制に取り組んでいくことが重要であることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

の必要性やその効果について積極的に情報提供や啓発を行っていきます。

- ★ また、働きやすい職場環境を実現していくために、関係機関と連携し、育児休業制度等の充実に努めていきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
14	事業者表彰の実施	男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰していきます。さらに、それらの取り組みを男女共同参画情報紙等により広く周知し、他事業者への波及を促していきます。	協働・男女参画室 商工課
15	事業主の理解と職場環境整備の促進	福島労働局や県男女共生センター等と連携し、事業主に対してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進に関する意識啓発を図るとともに、国の「仕事と家庭の両立支援関係助成金」「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」の周知徹底・活用促進を図り、男女がともに働きやすい職場環境の整備促進を図っていきます。また、事業主に対し、入札参加資格審査申請の際、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求め、意識啓発を図っていきます。	商工課 協働・男女参画室 契約検査課
16	女性の就労支援	ハローワークマザーズコーナーや県男女共生センター、テクノアカデミー会津、ポリテクセンター会津等と連携し、相談窓口や各種講座、職業訓練制度の周知徹底・活用促進を図り、女性のスキルアップと再就職を支援していきます。	商工課
17	家族経営協定の推進と女性農業者の起業支援	魅力ある農業の推進には、地域や家庭でいきいきと活躍している女性の斬新なアイデアや自由な発想、行動力が不可欠です。特に、生産者であり、消費者でもある女性の力が大いに期待されていることから、家族経営協定の推進を図り、また、女性農業者の起業などを総合的に支援していきます。  <<事業例>> ・家族経営協定の締結	農政課 農業委員会

## 《主な指標》

No.	項目	H 25 現状値	H 30 目標値
10	男女共同参画推進事業者表彰の表彰件数	20件 (H16年度～H25年度累計)	30件 (H16年度～H30年度累計)
11	家族経営協定の締結件数	42件 (H8年度～H24年度累計)	73件 (H8年度～H30年度累計)

## 主要施策（7） 男性にとっての男女共同参画の推進

- ★ 男性の長時間労働抑制や育児休業等取得促進に向け、事業者や就業者に対して働き方を見直すなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性を啓発していくとともに、男性の家事・育児等への参画促進に向け、社会的気運の醸成に取り組んでいきます。

## 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
18	家事講座の開催	家事参画促進のため、男性も参加しやすい料理教室等を開催していきます。また、男性の退職者向けとしても、コーヒー・煎茶の入れ方の体験等により、これからの過ごし方の参考になるような講座を実施していきます。	南公民館 東公民館
19	育児講座の開催	自然体験や創作活動など多彩な活動を通して親子のコミュニケーションを図っていきます。また、食育について実践を目的として実施していきます。	北公民館 湊公民館



## ◆コラムコーナー◆

### 《仕事と家庭生活との両立支援》

地域において、子育ての支援を受けたい人（＝おねがい会員）と、援助を行いたい人（＝サポート会員）とが助け合う組織のファミリー・サポート・センター。

例えば、サポート会員のお宅で子どもを預かってもらったり、保育所等への送迎をしてもらったりなどのサービスがあります。

仕事でどうしても抜けられない、そんなときにご家族に代わって迎えに行ってもらったりすることができ、助かっているご家庭も多いようです。

サポート会員も、自分の子育ての経験が生かせたり、子どもから元気をもらったり、自分自身の生きがいになっている方も多くいらっしゃいます。

利用するには会員登録が必要ですが、みなさんも、ぜひ、利用してみたいはいかがでしょうか。

### 《男女共同参画推進事業者表彰について》

表彰を受けた事業者については、市内全戸に配付している男女共同参画情報紙「ぱーとなー」に掲載し、その取り組み内容を紹介しています。

また、受賞事業者のなかには、新聞折込の求人広告に受賞記事を掲載し、男女がともに働きやすい職場環境であることをPRする例も見受けられます。

男女共同参画に取り組むことはイメージアップにつながりますので、多くの事業者にご応募いただきたいと思います。

### 《市民ワークショップ参加者のみなさんから寄せられた意見》



- ・個人病院の病児保育、ファミリー・サポート等の支援が増えると良い。
- ・会社の中に保育所があると残業があっても安心できる。
- ・育児休業や産後休業などから復帰した時に戸惑わないための研修が必要。
- ・企業経営者を対象としたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のセミナーなどを実施してはどうか。
- ・男性は先ず仕事を選んでしまうので、夫婦間の時間の選択を良く話し合うことが必要。

## 「男性にとっての男女共同参画」 (内閣府ホームページより一部抜粋)

### ●「男性にとっての男女共同参画」

男女共同参画というと多くの方が、「それは女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、男性にとっても重要な問題だと思います。

例えば、こんな経験はないでしょうか。

- ・育児休業を取りたくても「奥さんがいるのに何で君が？」と取れなかった。
- ・「男は弱音を吐くべきでない」との思いから、悩み事を相談できずにいた。

「男性だから」という意識が、あなた個人にとっても、社会全体にとっても重荷になっていることがあるのではないのでしょうか。

### ●固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」等のように性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことを「固定的性別役割分担意識」と呼んでいます。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われていますが、男性も、「男は仕事」「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。

### ●「男女共同参画社会」の目指すもの ～男性にとっても暮らしやすい社会を～

私たちのめざす男女共同参画社会とは、男性だから、女性だから、ということではなく、ともにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会です。

男性自身の、男性に関する「固定的性別役割分担意識」を解消できれば、男性がより暮らしやすくなる社会を築いていけるのではないのでしょうか。

### —男性が地域・家庭でもいきいきと活躍できる社会をめざして—

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。

また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める。(内閣府情報誌「共同参画」平成25年9月号より一部抜粋)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

### 重点目標4 地域活動における男女共同参画の環境づくり

#### 現状と課題

- 平成24年度に実施した市民意識調査では、男女のそれぞれの生き方に対する考え方として、男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」という回答が多くみられ、いまだ固定的な性別役割分担意識が存在することがうかがえます。しかしながら、若い世代の男性ほど「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる」との回答が多くなっており、これまでの固定的な性別役割分担意識が薄れてきていることが推察されます。
- 少子高齢化が進むなか、すべての市民が心豊かに充実して暮らせる地域社会を実現していくためには、男性が仕事で培ってきた経験やノウハウを生かしながら地域活動に参画するとともに、女性についても地域活動において役員を担うなどにより、多様な視点や新たな発想をそれらの場に反映していくことが不可欠です。しかしながら、地域で活動する団体等における女性役員の割合は低く（下記参照）、また、若い世代の男性の参画も少ないのが現状です。
- 東日本大震災時においては、各地の避難所運営等に女性がほとんど参画していなかったため、女性のニーズに応じた物資が不足していたり、女性専用の更衣室や授乳室が設置されないなど、女性の視点が反映されにくい状況がみられました。
- 地域における男女共同参画の環境づくりのため、男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」という固定的な性別役割分担意識から、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動を調和させていくといった意識に変えていくこと、また、地域活動の場において固定的な性別役割分担意識をなくしていくことが求められています。

#### ■PTA会長における女性の割合（市立幼稚園、小中学校）

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
8.8% (3/34人)	11.8% (4/34人)	11.8% (4/34人)	11.8% (4/34人)	9.1% (3/33人)	9.1% (3/33人)

（女性会長数／会長総数）

資料：会津若松市教育委員会学校教育課

#### ■町内会等の代表における女性の割合（市内町内会等）

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1.8% (9/504人)	1.6% (8/504人)	2.0% (10/504人)	1.8% (9/503人)	1.0% (5/505人)	1.0% (5/505人)

（女性代表者数／代表者総数）

資料：会津若松市環境生活課

## 目 標

- 男女がともに心豊かに暮らせる社会を実現していくために不可欠な地域力の向上を目指して、防災や防犯、環境、さらには商店街の活性化といった幅広い地域活動の場において、男女双方の参画や活動する団体等の役員に占める女性の割合を高めていきます。
- 地域活動における男女共同参画の推進に向け、男女双方の参画と意思決定過程における女性の参画を促すための意識啓発に取り組むとともに、男女共同参画の視点から地域で活動している市民団体や個人等の活動を支援していきます。

## 主要施策（８） 地域活動における男女共同参画の推進

- ★ 多様な視点や新たな発想による地域活動の展開を推進していくために、市民団体や町内会、PTAなど、市民の日々の生活を取り巻く身近な環境において、男女共同参画の理念や視点を活動に取り入れていくことの効果等について理解を促し、地域活動への男女双方の参画と意思決定過程における女性の参画を推進していきます。
- ★ とりわけ、防災分野については、東日本大震災時において女性の視点が反映されにくい状況があったことを踏まえ、災害時の対応等において男女双方の視点を反映させるとともに、防災分野における女性の参画を促進していきます。

### 《具体的施策》

No.	施 策	施策の内容	担当課
20	男性の地域活動への参画促進	豊富な人生経験を持ちながら埋もれがちな大人の男性に「集い」の機会・場所を提供し、集いの中から自身が行ってみたい課題を導き出し、地域への還元を目標としながら、課題に応じた講座を企画運営、実施していきます。  《事業例》 ・男性向け講座の開催	河東公民館
21	災害時における男女双方の視点の反映	災害時に避難所が設置された場合において、男女双方が積極的に運営に参画し、男女共同参画や要援護者等に配慮した環境を整備していきます。また、女性や高齢者、乳幼児、要援護者等の特有のニーズを満たす物資を避難所で供給できるよう対応していきます。	防災安全課
22	防災分野における女性の参画促進	防災分野の政策・方針決定過程の場等への女性の参画拡大を図っていきます。	防災安全課

23	男女共同参画推進事例の紹介	女性の視点をまちづくりに生かすなど、地域において男女共同参画に関連した活動を行っている個人や団体を男女共同参画情報紙等に掲載することにより、その活動内容を発信していきます。	協働・男女参画室
----	---------------	--	----------

### 《主な指標》

No.	項目	H25現状値	H30目標値
12	市の防災会議における女性委員の割合	2.5% (平成24年度)	30%

## 主要施策（9） 男女共同参画推進活動への支援

- ★ 男女共同参画社会の推進には、地域活動を行っていく市民団体や個人と行政が協働により取り組むことが不可欠であり、本市においても、これまで男女共同参画社会の実現に向け市民団体や個人の主体的な活動が大きな役割を担ってきました。今後も、男女共同参画社会の推進を目的とした市民団体や個人の活動等を支援していきます。
- ★ また、市では、地域で活躍する男女共同参画に関わる市民団体のネットワーク化に取り組み、17団体（平成25年度現在）がネットワーク会議に登録して情報交換や相互支援を行っています。今後、市民団体のより一層の活躍を期待し、市民団体の主体性に基づくネットワーク会議の運営を支援していきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
24	男女共同参画推進活動に係るネットワークの充実	各団体間の情報交換等により交流を深め、ネットワークの充実を図っていきます。	協働・男女参画室
25	男女共同参画推進活動への支援	男女共同参画社会の推進を目的に研修や啓発活動を展開する市民団体や個人の活動を支援していきます。  《事業例》 ・男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金	協働・男女参画室

## ◆コラムコーナー◆

### 《男女共同参画推進活動への支援①》

平成24年1月に、市民活動団体による「第5回男女共同参画イベント」が開催されました。

この日は、タレントの照英氏による男性の家庭参画を話題にしたトークショー、各団体による出展やイベントが開催され、会場の文化センターに約560の方がおいでになりました。

このときに有効活用されたのが市補助金「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」です。

### 《男女共同参画推進活動への支援②》

本市は、平成12年2月に県内初の「男女共同参画都市宣言」を行い、平成27年2月には15周年を迎えます。

15周年を迎えるにあたり、平成25年6月に、48名の市民の方々と活動に協賛する10団体からなる「会津若松市男女共同参画推進実行委員会」が組織されました。

実行委員会では、「都市宣言」の周知・啓発活動、男女共同参画イベントの開催、次世代の人材育成などを目的に活動を行っています。

こうした活動の一つとして、平成25年10月には、会津図書館内「男女共同参画コーナー」に都市宣言文が掲額されました。（写真 掲額式の様子）

男女共同参画社会を推進していくためには、市民のみなさんの継続的な取り組みが不可欠です。

市では、市民のみなさんの活動を支援しており、多くの方々の参画を期待しています。



# 基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

## 重点目標5 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

### 現状と課題

- 平成24年度に実施した市民意識調査では、「家庭生活」「職場」「習慣・しきたり」「政治の場」等において「男性の方が優遇されている」と感じている女性が多いことがうかがえます。なかでも、職場や政治の場においては、政策・方針決定過程等への女性の参画が少ないため、女性の視点が反映されにくいとも言われています。
- 本市の審議会等における女性委員の割合については、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」に基づき庁内各所属に働きかけを行ってきた結果、年々増加傾向にあり、平成20年度の18.6%から平成25年度には23.4%になりましたが（下記参照）、目標として掲げた30%（31ページ参照）とは依然として開きがある状況です。審議会等の性格上、他機関の有識者（役職者）で委員を構成する規定が多くあるなど、容易に参画率が向上していかない現状があります。
- 政策・方針決定過程における女性の参画を促進していくためには、女性への意識啓発とエンパワーメントが不可欠であり、これまでも「女性のためのステップ・アップ講座」や「きらめき女性塾」などの講座等を開催することで受講終了生に対して「女性人材リスト」への登録を促し、そのリストを審議会等の女性委員候補者選定等に活用してきました。しかしながら、まだまだ審議会等での女性委員の割合は低く、より積極的なリストの活用が求められています。

### ■市の委員会・審議会等における女性委員の割合

※行政委員会を含む

目標値：30%（第6次会津若松市長期総合計画 平成28年度まで）

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
18.6% (92/495人)	19.1% (85/446人)	19.9% (87/437人)	20.1% (82/407人)	20.8% (84/403人)	23.4% (91/389人)

（女性委員数／委員総数）

資料：会津若松市人事課

### ■市女性人材リストの登録状況

※登録者数：平成24年度末現在 合計26名

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
1人	0人	5人	2人	9人

資料：会津若松市協働・男女参画室

## 目 標

- 市政の政策形成に多様な視点を取り入れ、男女がともに暮らしやすいまちにしていくために、庁内各関係課と連携して、「女性人材リスト」を積極的に活用し、市審議会等、政策・方針決定過程の場への女性の参画を拡大していきます。
- 引き続きエンパワーメントに係る事業を展開し、変動する社会にあっても、女性が目標に向かって能力を発揮し、活躍できるよう支援していきます。

### 主要施策（10） 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

- ★ 本市の審議会等への女性委員の割合を30%にすることを目指して、様々な分野における女性の人材情報の把握と活用に努めるとともに、審議会等の新設及び委員改選の際には、関係課に女性委員の積極的な登用を働きかけるなどして、政策・方針決定過程の場への女性の参画を拡大していきます。

#### 《具体的施策》

No.	施 策	施策の内容	担当課
26	審議会等への女性の参画促進	市の政策・方針決定過程の場である審議会等において、女性登用の促進を図っていきます。	人事課
27	女性人材リストの活用促進	女性人材情報をリストとして蓄積することにより、本市の審議会委員等において積極的に女性を登用していきます。	協働・男女参画室

#### 《主な指標》

No.	項 目	H 25 現状値	H 30 目標値
13	市の委員会・審議会等における女性委員の割合（※行政委員会を含む）	23.4%	30%
14	女性人材リストへの登録者数	26名 (H16年度～H24年度累計)	36名 (H16年度～H30年度累計)



## 主要施策（11） 女性の人材育成の推進

- ★ 女性の個々人が持つ潜在能力を引き出し、社会参画や様々な課題解決に向け、主体的に考え行動できる力を身につけることを目的に、多様な学習機会を提供していきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
28	女性の人材育成推進に向けた講座の開催	女性を対象とした社会参画能力をさらに高めるための講座を実施することにより、市審議会等をはじめとした様々な分野への女性の参画を促進していきます。  《事業例》 ・きらめき女性塾	協働・男女参画室
29	女性向け講座の開催	社会情勢の変化に対応するための学習活動や実践活動により女性の生き方を学んでいきます。また、地域でのネットワークづくりを目指す等、相互研修により様々な能力の幅を広げていきます。  《事業例》 ・女性を愉（たの）しむ会 ・アクションレディース	北会津公民館 北公民館
30	成人教育事業の実施	若松 賤子・海老名 リンなど、社会進出を果たした会津の先人女性に学ぶことにより、性別にとらわれず自分らしく生きるために気づきを促す機会づくりとするとともに、歴史認識を育むことにより郷土愛の醸成を図っていきます。  《事業例》 ・歴史講座	一箕公民館
31	家族いきいき事業の実施	高齢者自らが意欲的に仲間づくりの輪を広げ、健康と生きがいの目標を見出し、高齢社会におけるリーダーとして活躍できる人材を育てていきます。また、郷土食の知識を深めるとともに、調理実習を通して、自己の役割と協力の重要性を学習していきます。	高齢福祉課

		《事業例》 ・高齢者大学校「あいづわくわく学園」	
--	--	-----------------------------	--

### 《主な指標》

No.	項 目	H 25 現状値	H 30 目標値
15	女性の人材育成関連講座の受講者数（年間延べ件数）	559 名 (H24 年度)	659 名

## ◆コラムコーナー◆

### 《市審議会等への女性登用促進の取り組みについて》

本市では、女性の市審議会等への登用促進、また、女性の活躍の機会づくりとして、女性人材リストを整備して広く登録を呼びかけています。

女性人材リスト登録者数は年々増加しており、なかでも平成23年度は登録者2名とも審議会に登用されています。

審議会では活発な意見が述べられ、いきいきと自分らしく輝きながら活躍しています。

### 《女性の人材育成講座のご紹介》

本市では、女性の社会参画のための様々な講座を開催し、スキルアップを取り入れた学習の機会を提供しています。

その講座内容は、楽しみながら一層力をつけていくことができるものばかりです。

なかでも、協働・男女参画室で開催している「きらめき女性塾」や北公民館で開催している「アクションレディーズ」は、平成25年度も定員を上回るほどの人気ぶりでした。

本市としても、各講座を受講していただくことがきっかけで、女性自身も社会参画に対する抵抗感や不安感等を払拭し、様々な政策・方針決定過程や活動の場に積極的に参画していけるように今後も応援していければと考えています。

### 《市民ワークショップ参加者のみなさんから寄せられた意見》



- ・女性の意見が通るように女性議員や女性管理職を増やす。
- ・色々な人の意見が通り偏りがなくなるようクオータ制を導入する。
- ・女性が積極的に委員会などに参加する。

### 基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下、「DV」という。）は、多くが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

男性のDV被害経験者も存在するものの、その被害経験者の多くは女性であり、女性への暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえでの重要な課題の一つです。

この社会的背景としては、男性優位の考え方や経済力の格差など、個人の問題として片付けることのできない問題が存在しており、DV根絶に向けた問題解決のためには、DV被害者への相談体制の充実をはじめ、本市全体で取り組むことが重要です。

また、人権が侵害されることのない社会環境づくりのために、人権擁護等の相談・支援体制においても充実を図っていく必要があります。



## 基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり

### 重点目標⑥ 人権が侵害されることのない社会環境づくりに向けた支援

#### 現状と課題

- 平成24年度に実施した市民意識調査では、DVの被害経験については女性の約3人に1人が受けていることになり（36ページ参照）、その被害内容については「大声で怒鳴るなどの精神的暴力」が最も多くなっています。
- 被害経験者のうち、男女ともに約3割の人は「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、また、被害の相談先については、女性では「家族や親戚」「友人・知人」との回答が多くなっており、公的機関への相談割合はやや少ない状況です（37ページ参照）。  
DVは、被害を受けた人がその被害を公的機関に相談したり、届けることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。
- 平成24年度に市の女性福祉相談室に寄せられた相談のうち、「DVを主訴とする相談」は60件と、前年度より増加しています（下記参照）。また、内閣府男女共同参画局が公表している「全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」も年々増加しており、DVに対する社会的関心、認識の高まりや相談窓口の認知度、理解が進んでいることも要因の一つではないかと考えられます。
- 人権が侵害されることのない社会環境づくりとしては、人権擁護についてもその範疇にあるため、DVと併せ、関係機関等との連携により積極的に取り組んでいく必要があります。

#### ■DVの相談件数

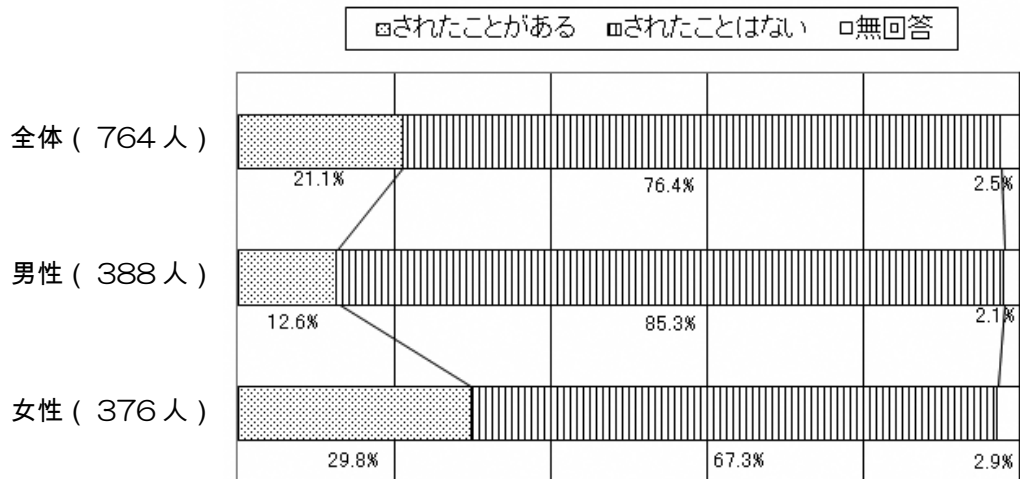
近年、やや増加傾向にあります。

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
DVを主訴とする相談件数	26	33	32	35	60
主訴は別だが、DVを含む相談件数	22	23	108	49	36
合計	48	56	140	84	96

資料：会津若松市女性福祉相談室（年度別、延べ件数）

## ■DVの被害経験について

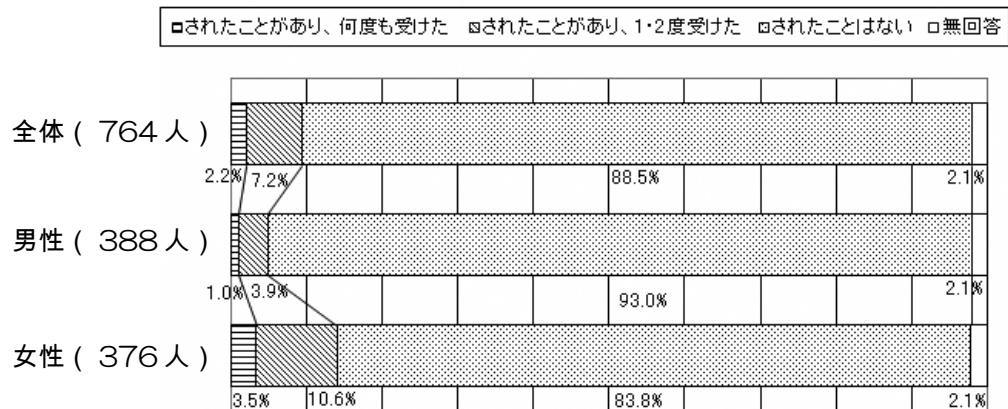
女性の約3人に1人、男性の約10人に1人が、被害経験があると回答しています。



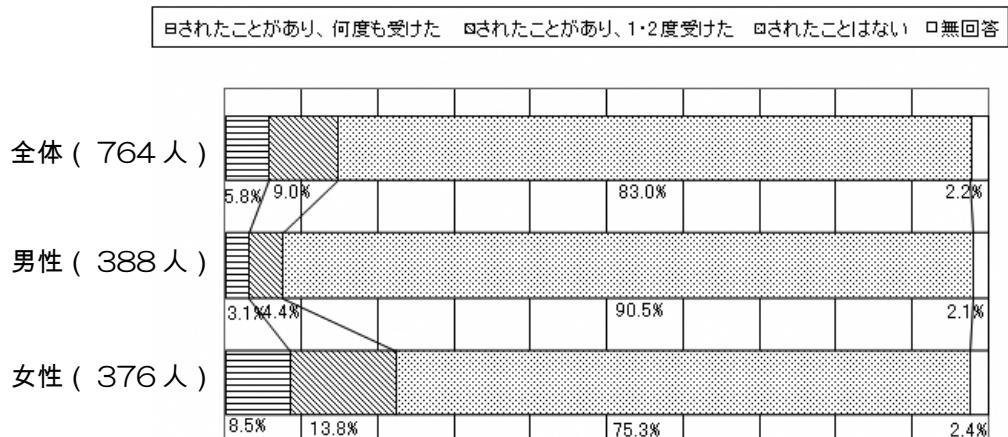
## ■DVの被害内容について

被害内容（身体的、精神的、性的、経済的、子どもを巻き込んだ暴力）のうち、次の2つは、いずれも男性から女性への暴力が多い傾向にあります。

### 【殴る、蹴るなどの身体的暴力】

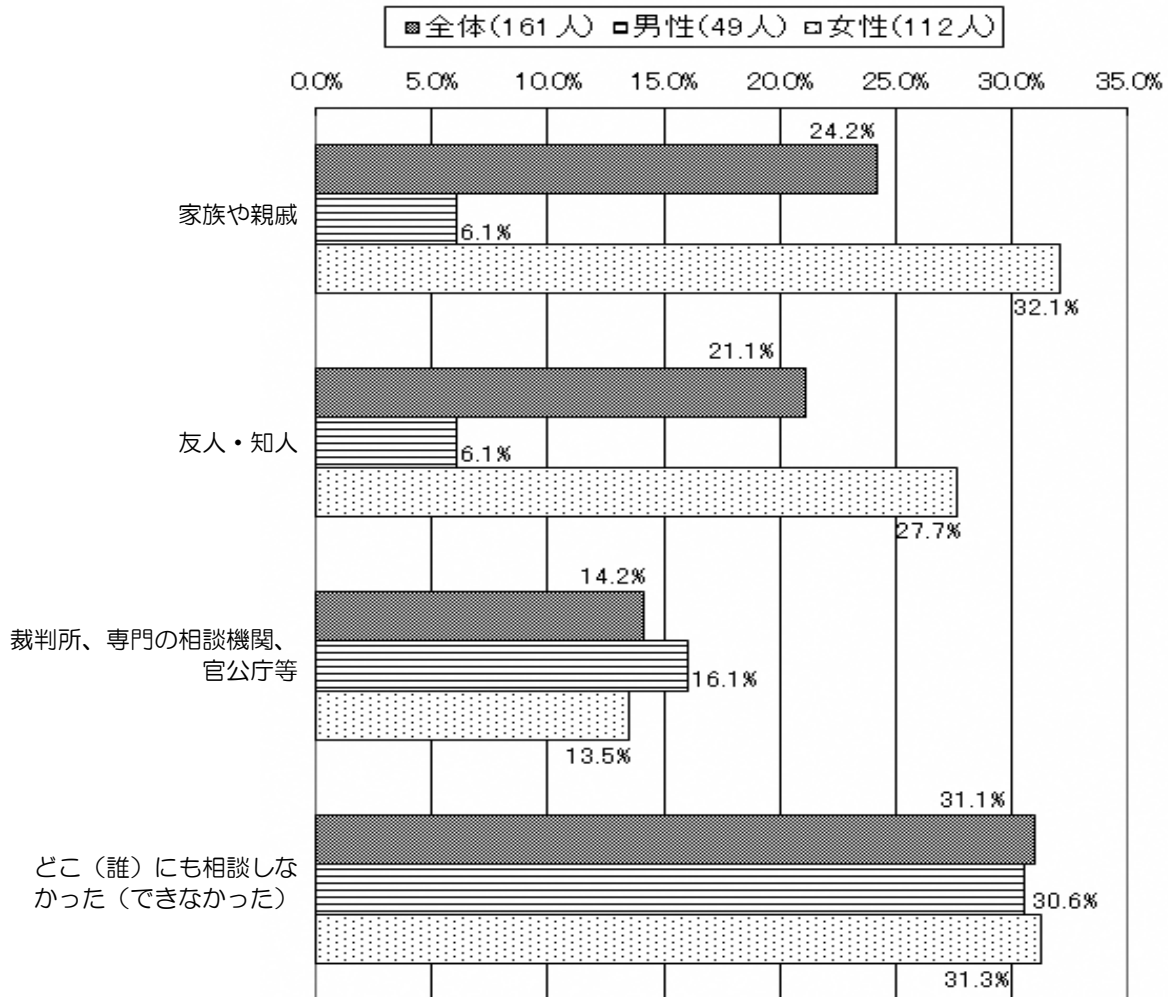


### 【大声で怒鳴るなどの精神的暴力】



■DV被害の相談先について（複数回答可、無回答を除く。）

全体で見ると、「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」が31.1%と最も多くなっています。また、相談した場合の相談相手について、女性では「家族や親戚」「友人・知人」との回答が多くなっています。



資料：平成24年度 会津若松市男女共同参画に関する意識調査報告書

■会津管内での人権擁護委員による人権相談受付件数

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
相談件数	552	541	567	391	318

資料：会津若松市環境生活課（年別、延べ件数）

## 目 標

- DVに対する社会的認識はまだ十分ではないことから、正しい理解を高めるための啓発に努めていくことが必要です。
- 人権が侵害されることのない社会環境づくりに向け、DVや人権擁護のための相談窓口の充実や、関係機関との連携等に努めていきます。

### 主要施策（12） DV等防止に向けた意識啓発

- ★ 関係機関と連携してDV等防止のための学習機会を提供するとともに、意識啓発に努めていきます。

#### 《具体的施策》

No.	施 策	施策の内容	担当課
32	市民への啓発活動の実施	<p>DVに対し正しく理解するための啓発を図り、DV被害者を減らす取り組みを行っていきます。そのため、DV防止に向けて関係機関と連携して事業を行うとともに、市民団体と協働しながら啓発活動を行っていきます。</p> <p>《事業例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談窓口周知のための広報物の配布及び公共施設等への設置</li> <li>・市政だよりにDVに関する啓発記事を掲載</li> <li>・DV防止キャンペーンの実施 （毎年11/12～11/25 国での「女性に対する暴力（DV）をなくすための運動」実施期間）</li> <li>・DV防止講演会の実施</li> <li>・啓発ポスター等の掲示</li> </ul>	こども家庭課 協働・男女参画室

## 主要施策（13） 相談・支援体制の充実

★ 関係機関と連携し、DV及び人権等に関する相談体制の充実を図っていきます。  
また、各種相談窓口の周知に努めていきます。

### 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
33	女性福祉相談の実施	主に18歳以上の女性からの電話や来庁による相談に対し、専門の相談員が指導、助言、情報提供を行っていきます。  《事業例》 ・女性福祉相談室の設置 ・相談窓口の周知 ・パンフレット作成・周知	こども家庭課
34	各種相談の実施	日常生活での悩みや行政への問い合わせ等の相談を職員が受け付けており、相談内容によって、人権相談や無料法律相談等専門的な相談機関の紹介や関係課・各相談機関と相互連携を図ることで対応していきます。  《事業例》 ・無料法律相談の開催 ・各種団体の協力による専門相談会の開催	環境生活課





## ◆コラムコーナー◆

### 《「DV」「デートDV」とは?》

DVとは「ドメスティック・バイオレンス」の略で、結婚している配偶者間で起きることが多いですが、恋人関係の間でも起こり、これを「デートDV」と呼びます。

被害者の多くは女性ですが、男性が被害者の場合もあります。

被害としては、次のような場合が挙げられます。

#### ●身体的暴行

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの暴行を受けること

#### ●心理的攻撃

人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するような精神的な嫌がらせ、あるいは自分や家族に危害が及ぶのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けること

#### ●性的な強要

嫌がっているのに性的な行為を強要されること

### 《暴力をふるわれる側にも問題があるの?》

加害者は、自分を正当化するために、暴力をふるう理由を「お前が悪いからだ」などと言って被害者のせいにしたり、暴力を「たいしたことでない」と過小評価したりしますが、どんな理由があっても暴力は許されるものではありません。

### 《相談について》

被害に的確に対処するためには、正しい知識を持つ専門機関への相談が大切です。

例えば、DVやデートDVの被害を知人や親戚に相談したところ、「あなたが我慢すればうまくいくのでは?」などと言われることによって、被害がさらに深刻化するといった懸念があります。

自分自身や身近な人で被害を受けている人がいれば、ぜひ市の女性福祉相談室へご相談ください。

### 《DV防止キャンペーンについて》

国では、毎年11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力(DV)をなくすための運動」実施期間と定めています。

市では、この期間に合わせて街頭で啓発グッズを配布するなどにより、市民のみなさんへDV等防止を呼び掛ける活動を行っています。



# 第3章

## 計画の推進



市の木 アカマツ

# 1 推進に向けて

男女共同参画社会実現のためには、行政はもとより、市民や事業者等をはじめとしたみなさんの主体的な取り組みが欠かせません。

それぞれが役割を担いながら、ともに男女共同参画社会の実現を目指していきましょう。

## (1) 市役所の役割

男女共同参画社会実現のためには、総合的な取り組みが必要です。

市役所においても、業務の割り振りを性別によって固定しないなど、固定的な性別役割分担意識をなくしていくことにおいては一定の成果が上がっておりますが、一方で女性管理職の割合が低いなどの課題があります。

この課題解決のため、職場環境の整備や研修機会の充実を図るなど、男女共同参画の施策による改革を市役所が率先して進めていきます。

これらの取り組みは広い範囲にわたることから、男女共同参画社会実現に向けて市役所内部に設置している「会津若松市男女共同参画行政連絡会議」において関係部局の連絡調整を行う等、横断的に取り組んでいきます。

また、各所属に「男女共同参画推進員」を設置することで、男女共同参画の視点での施策の企画・立案や、働きやすい職場環境整備に向けた取り組みを推進していきます。

さらに、市民や事業者等のほか、国・県等関係機関とも連携協力し、情報交換などによる効果的な施策の推進に取り組んでいきます。

### 【市役所が率先して行う取り組みについて】

#### 現状と課題

- 女性職員登用にに向けた施策としては、これまでも推進にあたってきたところです。具体的には、キャリア形成に係る意識づけを目的とした「女性職員のためのエンパワーメント研修」等を実施してきました。本市の女性職員登用割合について他市と比較すると、高いとは言えない状況にあり、女性職員のさらなる意識向上に向けた一層の推進が必要です。
- 市役所が率先して男女共同参画を推進していくには、女性職員登用促進のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等による男女がともに働きやすい職場環境整備に向けた取り組みも必要です。

## 目 標

- 女性職員の管理職登用や職域拡大等により男女それぞれの能力が発揮できる職場環境を整備するとともに、政策・方針決定過程等への女性職員の参画により、男女双方の視点が市の施策などに反映されるよう努めていきます。
- 職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組んでいきます。
- 女性職員に加え、男性職員も育児休業を取りやすい環境づくりに努めていきます。
- セクシュアル・ハラスメントの防止等に努めていきます。

### ① 市役所における女性職員登用促進

- ★ 国の男女共同参画に係る方針や市役所職員の男女構成比を踏まえ、管理・監督職への女性の登用率30%を将来的な目安として、女性職員の職域拡大や能力活用に努めていきます。  
※管理・監督職・・・管理職（課長相当職以上）と監督職（主幹・副主幹相当職）
- ★ そのためには、男女がともに参画しやすい組織風土や職場づくりが重要です。
- ★ 女性職員登用促進のために、研修の開催による意識啓発等を図っていきます。
- ★ また、女性職員登用促進には、その土台となる職場環境の改善や、意識づくりも必須であるため、固定的な性別役割分担意識をなくしていくことや、男女の区別なく能力や資質、意欲に基づく適材適所の配置管理の実施、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、若手職員を対象とした男女共同参画やキャリアデザインの研修等を行っていきます。

#### 《具体的施策》

No.	施 策	施策の内容	担当課
35	女性職員登用の促進	性別を問わず、意欲と能力のある人材を育成することが重要であることから、女性職員の管理・監督職への登用に努めていきます。  《事業例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な性別役割分担意識の解消</li> <li>・ 男女の区別なく能力や資質、意欲に基づく適材適所の配置管理の実施</li> <li>・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進に向けた職場環境の改善</li> <li>・ 若手職員を対象とした男女共同参画、キャリアデザイン等の研修の実施</li> </ul>	人事課

## 《主な指標》

No.	項目	H 25 現状値	H 30 目標値
16	若手職員対象の男女共同参画、キャリアデザイン等の研修受講者数	33人 (H24年度)	100人 (H26年度~H30年度累計)

## ② 市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備

- ★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進することで、家庭生活や地域活動等における充実による仕事の生産性向上といった好循環が生まれ、効率的な働き方が期待できます。
- ★ また、時間外削減への取り組みを強化していき、管理の強化やタイムマネジメント研修等による職員の意識改革を行うとともに、時間外勤務の影響による健康障害防止のための面接指導を実施していきます。
- ★ 育児休業を取得しやすい環境づくりについては、女性職員に加え、男性も安心して育児休業を取得できるよう努めていきます。そのため、育児休業を取得しやすい雰囲気づくりや円滑な職場復帰に向けた情報提供、研修等の支援を各所属において実施していきます。
- ★ セクシュアル・ハラスメントは、一般に、男性から女性に対して起こりがちですが、女性から男性に対しても起こり得るものであり、また、加害者側に加害の認識が薄いのが特徴です。これは職場における人間関係を損ねるものでもあるため、男女がともに働きやすい職場環境整備に向け、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めていきます。
- ★ 市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備として、様々な取り組みを行っていきます。
- ★ 定期的に男女共同参画に関するアンケートを実施していきます。

## 《具体的施策》

No.	施策	施策の内容	担当課
36	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに働きやすく、能力を発揮できる職場環境整備を推進していきます。  《事業例》 ・ 時間外削減に向けた管理の強化 ・ 時間外削減に向けた意識改革	人事課
37	育児休業等を取得しやすい環境の整備	女性職員に加え、男性職員も安心して育児休業等を取得できる環境づくりを行っていきます。  《事業例》 ・ 育児休業等の制度の情報提供	人事課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成</li> <li>・育児休業に伴う任期付職員及び臨時的任用制度の活用</li> <li>・育児休業後の円滑な職場復帰の支援 →各職場において、育休中の職場情報の提供や復帰後の研修による支援</li> </ul>	
38	セクシュアル・ハラスメント防止事業	<p>セクシュアル・ハラスメントの防止対策、実態調査、防止のための情報提供、職員が相談しやすい体制や環境を整備していきます。</p> <p>《事業例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクハラ対策管理職研修会の開催</li> <li>・セクシュアル・ハラスメントアンケートの実施</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント防止のための情報誌「ストップ・セクハラ」を発行</li> <li>・同情報誌を通し、苦情相談窓口「セクハラ苦情相談室」を周知</li> </ul>	人事課
39	庁内における男女がともに働きやすい環境整備等の推進	<p>庁内において男女共同参画に関するアンケート調査を定期的実施し、男女がともに働きやすい職場環境整備を推進していきます。また、各所属に「男女共同参画推進員」を設置し、全庁的に男女共同参画の施策や取り組みを推進していきます。</p> <p>《事業例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進員の設置</li> <li>・男女共同参画に関するアンケート調査の実施</li> </ul>	協働・男女参画室 人事課

### 《主な指標》

No.	項目	H25 現状値	H30 目標値
17	1年間の時間外勤務時間数が年間360時間を越えている人数	132人 (H24年度)	100人
18	男性職員の育児休業取得率	5%/年 (H24年度)	10%/年

## ◆コラムコーナー◆

### 《市役所職員の意識啓発に向けた取り組みについて》

これまで、市役所では、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する研修等を実施し、職員への意識啓発を図ってきました。

これらの取り組みにより、業務割り振りやお茶だしなどの固定的な性別役割分担が減るなど、一定の成果が上がっているところです。

今後も、さらに男女がともに働きやすい環境となるよう、研修会の開催や情報提供等に努めていきます。

### 《女性職員の登用促進に向けた取り組みについて》

国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすることを目指しています。

これまで、市役所も、それを参考としながら女性職員のさらなる職域や経験職種の拡大等を図り、登用促進につなげる取り組みを進めてきました。

それらを紹介すると、キャリア形成への意識づけを目的とした「女性職員のためのエンパワーメント研修」の開催や、職場内の固定的な性別役割分担をなくしていくことを目的とした「庁内男女共同参画チェック」の実施などです。

市役所内部で取り組む一方で、市内事業者に対しても女性登用促進に向けた啓発や情報提供等を行ってきたところであり、これからも継続して取り組みを進めていきます。

### 《男性職員の育児休業取得促進に向けた取り組みについて》

いわゆる「育児・介護休業法」が平成17年に改正されて以来、多くの事業者で育児休業制度等の整備が進んできていますが、平成24年度の育児休業取得率は、厚生労働省調べによると女性83.6%に対して男性1.89%にとどまっている状況です。

市役所においても、平成24年度の育児休業取得率は、女性が100%であるのに対して男性は5%となっています。

一般に、男性の育児休業取得率が低い要因として、周囲の理解が得られるかも含めた取得への不安、他職員への業務負担等の問題があると考えられています。

しかしながら、男性の育児参加は重要であることから、育児休業等の制度の情報提供や、育児休業を取得しやすい雰囲気醸成などが今後ますます求められています。

### 《市民ワークショップ参加者のみなさんから寄せられた意見》



市役所自身が変わるモデルとなり、市役所が率先して女性職員登用を進めていき、成果と問題点を整理していったはどうでしょうか。



## (2) 市民（個人）へ期待されること

男女が個人としてお互いに尊重しあう社会を築いていくために、市民のみなさんには、家庭、地域、学校、職場等の身近なところで、できるところから始めてはいかがでしょうか。

そのためには、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が、自分や相手の選択肢や可能性をせばめている、という問題に気づくことが大切です。

この一人ひとりの気づきが、社会的につくられた既成概念の枠を取り払い、従来の固定化された社会の仕組みを変えていく第一歩となります。

そして、できるところから、例えば家庭や地域では家事、育児、介護、地域活動を男女がともに協力して担い合う等により実際に行動に移していくことをみなさんに期待しています。

## (3) 市民活動団体・NPO等へ期待されること

市民活動団体・NPO等は、地域社会の活力を維持し、心豊かな社会を築くための重要な役割を担っています。

男女共同参画社会実現に向けて、それぞれが特性を生かして相互連携を図ること、また、実践活動により地域社会の男女共同参画に関する課題解決に向けた取り組みを行っていくことが期待されます。

## (4) 企業・事業者へ期待されること

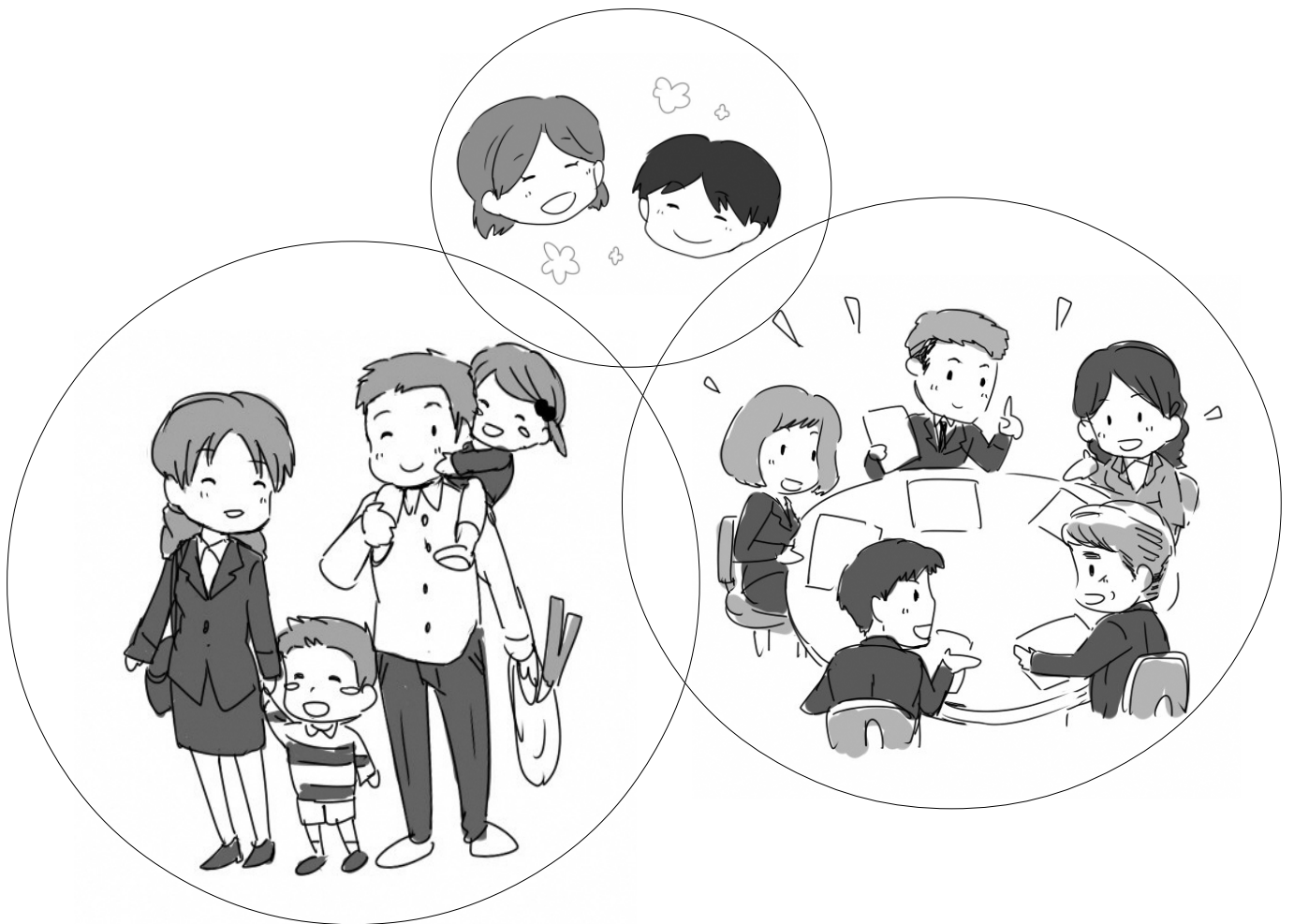
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、個人にとって、仕事により生活の基盤を確保しつつ、地域活動への参画の時間の確保を可能にするものであり、同時に、育児や介護等、個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方の選択を可能にするものです。

一方、企業や事業者にとって、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け取り組んでいくことは、優秀な人材の確保と定着、就労者の仕事への意欲向上と心身の健康保持、さらには企業・事業者のイメージアップといったメリットもあります。

このため、今後、企業・事業者については、長時間労働の抑制や育児・介護休業、短時間勤務、在宅就業等、個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支えていく制度の整備等に取り組んでいくことが期待されています。

## 2 進行管理

本計画の推進にあたっては、実施計画を策定し、毎年度、重点目標ごとに設定した数値目標の達成状況や各種施策の進捗状況を的確に把握・評価し、より効果的な推進につながるよう課題等を明らかにしながら事業を推進していきます。



# 資料編

- 第4次会津若松市男女共同参画推進プランの策定経過
- 諮問書・答申書
- 会津若松市男女共同参画審議会委員名簿
- 会津若松市男女共同参画行政連絡会議設置要綱
- 男女共同参画に関する国内外の動き
- 会津若松市男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 日本国憲法（抄）



市のシンボルマーク

## 第4次会津若松市男女共同参画推進プランの策定経過

月 日	経 過	内 容
H24 5/25~6/22	市民意識調査実施	市民2,000人を無作為抽出し、「男女共同参画に関する意識調査」を実施
H25 1/11~3/22	市民意識調査に係る分析	男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体と協働で分析を実施
4/25	男女共同参画行政連絡会議 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する意識調査」の結果報告</li> <li>・プラン策定方針案について</li> </ul>
5/8	市民ワークショップ (第1回)	テーマ「男女共同参画の現状を知る／男女共同参画の身近な課題を出しあう」
5/15	市民ワークショップ (第2回)	テーマ「男女の固定観念の解消」
5/21	部長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する意識調査」の結果報告</li> <li>・プラン策定方針について</li> </ul>
5/29	市民ワークショップ (第3回)	テーマ「様々な活動の両立」
6/1	市民意識調査結果公表	「男女共同参画に関する意識調査」の結果を公表
6/12	市民ワークショップ (第4回)	テーマ「男女の共同参画」
6/26	市民ワークショップ (第5回)	テーマ「次期プランのサブタイトルについて」
7/4	プラン策定に係る市内男女共同 参画推進員への説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する意識調査」の結果報告</li> <li>・市民ワークショップからの意見・提案等を報告</li> <li>・推進事業の検討依頼等</li> </ul>
7/30~8/8	男女共同参画推進活動ネット ワーク加入団体から意見聴取	プラン (草案) への意見募集
10/3	男女共同参画行政連絡会議 (第2回)	プラン (素案) 検討
10/8	庁議	プラン (素案) 決定
10/25	市議会総務委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施について</li> <li>・プラン (素案) 報告</li> </ul>
10/28	男女共同参画審議会 (第1回)	諮問、概要説明
10/28~11/26	パブリックコメント実施	プラン (素案) への意見募集
11/22 12/24	男女共同参画審議会 (第2回・ 第3回)	諮問に対する審議
1/24	答申	諮問に対する審議結果について答申
2/19	パブリックコメント結果公表	プラン (素案) への意見募集結果を公表
2/20	プランの成案決定	プランの成案決定

## 諮 問 書

25企第354号

平成25年10月28日

会津若松市男女共同参画審議会

会 長 宮 下 朋 子 様

会津若松市長 室 井 照 平

(仮称) 第4次会津若松市男女共同参画推進プランについて (諮問)

会津若松市男女共同参画推進条例第9条第2項に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する基本的計画である「(仮称) 第4次会津若松市男女共同参画推進プラン」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

## 答 申 書

平成26年1月24日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市男女共同参画審議会

会 長 宮 下 朋 子

(仮称) 第4次会津若松市男女共同参画推進プランについて (答申)

平成25年10月28日付け25企第354号で諮問ありました標記の件につきましては、会津若松市男女共同参画推進条例第9条第2項に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

## 答 申

会津若松市では、平成12年に県内初の「男女共同参画都市宣言」を行い、これまで少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などを踏まえながら男女共同参画社会の実現に向け様々な施策に取り組んでこられました。

この間、男女共同参画に対する市民の意識も一定程度変化してきていると感じておりますが、平成24年度に実施した市民意識調査報告書からは、その意識の変化が十分には実感されていないといった現状が見えてまいります。

会津若松市が実施する男女共同参画推進のための事業や活動は、こうした意識の変化を十分には実感していない市民の声に真摯に応えていくべきものと考えます。

本市は、「男女共同参画都市宣言」から14年が経過しました。

これまで市が取り組んでこられた施策には、先述の意識調査結果からも、いまだ、市民への意識浸透の面で課題があり、これからは、単なる前例踏襲にとどまることのない新たな視点からの取り組みが必要であるといえます。

なかでも、市民に男女共同参画をより身近なものとして実感して課題解決に向けて取り組んでいただくためには、青少年や高齢者等、各世代の特性に応じたアプローチ方法を構築していくことが重要であります。

また、事業者への男女共同参画の意識高揚に向けた取り組みについても、事業者自らが率先して推進主体となるよう働きかけていくことも必要であると考えます。

「(仮称)第4次会津若松市男女共同参画推進プラン」の策定を契機とし、新たな施策展開により、男女共同参画社会実現に向け、さらなる飛躍を期待するものです。

こうした認識のもと、当審議会に諮問された「(仮称)第4次会津若松市男女共同参画推進プラン」の原案について慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、

- 1 現行プラン「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)」の掲げる34の重点事業を総括し、加えて、「男性にとっての男女共同参画の推進」や「地域活動における男女共同参画の推進」など、男女共同参画を取り巻く新たな課題や社会経済情勢の変化に対応した施策展開となっていること。
- 2 本市の男女共同参画を具体化するための基本計画として男女共同参画施策を体系的に明らかにし、総合的かつ計画的に推進するものであること。

などから、当審議会といたしましては、計画の内容を適切なものであると認めるものであります。

なお、別紙「附帯意見」につきましても十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

今後は、本計画実現のため、市民・市民活動団体・事業者等とともに、積極的かつ効果的な施策の展開を図りながら、本計画が掲げる男女共同参画社会の実現に向け努力されるよう切望するものであります。

# 附 帯 意 見

市の男女共同参画を推進するにあたり、より多くの市民・事業者の意識浸透に向けた取り組みが重要であることから、以下については特に積極的に取り組まれない。

## 1 市民に向けた取り組みについて

### ①青少年に向けて

人格や価値観が形成される時期である青少年に向け、男女共同参画の意識づくりに取り組んでいくことが重要である。

なかでも“主要施策(3)「男女共同参画の視点による学校教育の推進」”を行うにあたり、この点に留意しながら施策を推進されたい。

### ②概ね 65 歳未満の世代に向けて

この世代に関しては、現役世代であって、次世代を担う子どもたちを育てる世代でもあることから、社会の中核を担うといった意味において男女共同参画が最も必要な世代であるといえる。

市民への意識浸透に向けた第一歩として、事業等の実施にあたっては、どのようにアプローチをすれば男女共同参画への関心を持っていただけるのか十分留意しながら施策を推進されたい。

### ③概ね 65 歳以上の高齢世代に向けて

この世代に関しては、平成 24 年度市民意識調査結果から、男女共同参画を自分に関わりのないものと捉える傾向が強いと拝察される。

少子化の影響から、今後、ますます高齢世代の割合が高くなっていくことが想定されることから、この世代に対して男女共同参画への理解を広めていくことは、市民の意識浸透を図るうえでも重要である。

この世代への男女共同参画意識が十分浸透されるよう留意しながら施策を推進されたい。

## 2 事業者に向けた取り組みについて

事業者に向けた取り組みのうち、“具体的施策No.14「事業者表彰の実施」”は現行プランを継承する施策であるが、男女共同参画推進の模範となる事業者を表彰することは他事業者への波及効果が期待できるものであることから、これまでの施策内容の踏襲にとどまることなく、さらに事業者の意識改革につながる手法により施策を推進されたい。

## 会津若松市男女共同参画審議会委員名簿

〔氏名50音順（会長、副会長を除く）〕

役職名	氏 名	所 属
会 長	宮 下 朋 子	公立大学法人会津大学短期大学部
副会長	武 藤 み や 子	一般社団法人国際女性教育振興会 福島県支部あいつ
委 員	遠 藤 は る え	一般公募
委 員	大 須 賀 美 智 子	会津若松商工会議所女性会
委 員	小 野 修	一般公募
委 員	熊 切 浩 二	会津労働基準監督署
委 員	中 川 健 一	公益社団法人 会津青年会議所
委 員	芳 賀 郁 雄	一般公募
委 員	平 山 淳 子	若松人権擁護委員協議会

※平成26年1月1日現在



# 会津若松市男女共同参画行政連絡会議設置要綱

(平成13年2月6日決裁)

(平成16年3月11日決裁)

(平成18年4月20日決裁)

(平成24年8月21日決裁)

(平成25年4月1日決裁)

(設置)

第1条 男女がともに参加し協力してつくり上げるより良い社会（以下「男女共同参画社会」という。）づくりの推進に向けて、庁内の連携を高めながら関係施策の円滑かつ効果的な展開を図るため、会津若松市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 会津若松市男女共同参画推進条例第9条に規定する男女共同参画推進計画に基づく施策の推進及び進行管理に関する事項
- (2) 男女共同参画施策に関する各部間及び各部内の連絡調整に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりに関する行政施策の効果的な推進に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(会議)

第3条 連絡会議は、市長部局、教育委員会及び水道部の企画副参事並びに支所長並びに生涯学習総合センター所長をもって構成する。

2 連絡会議は、企画政策部企画副参事が主宰する。

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、企画政策部企画調整課 協働・男女参画室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(会津若松市男女共同参画連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 会津若松市男女共同参画連絡調整会議設置要綱（平成7年5月23日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

## 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連	日本	福島県 (年度で掲載)	会津若松市 (年度で掲載)
1975年 (昭50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (於メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1976年 (昭51年)	国連婦人の十年一九七六年～一九八五年(昭和五十一～五十七)	民法の一部改正(婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行		
1977年 (昭52年)		「国内行動計画」策定		
1978年 (昭53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置	
1979年 (昭54年)		国連総会「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭55年)	国連婦人の十年中間年世界会議(於コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ)		
1981年 (昭56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申、婦人問題協議会設置	
1983年 (昭58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置	教育委員会社会教育課に「婦人青少年係」新設
1984年 (昭59年)		国籍法の改正(父母両系主義)		「会津若松市婦人問題連絡調整会議」設置
1985年 (昭60年)	国連婦人の十年世界会議(於ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正(婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体加入)	「会津若松市婦人行動計画」策定
1986年 (昭61年)		婦人問題企画推進有識者会議開催(婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施	市民団体「会津若松市婦人行動計画推進会議」結成
1987年 (昭62年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 教育課程審議会答申(高等学校家庭科男女必修 平成6年)	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し	
1988年 (昭63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂	
1990年 (平2年)	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			「あいづわかまつの女性」発刊(婦人行動計画の推進と展望)(昭和60年度～平成元年度)
1991年 (平3年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」(第一次改定)目標年度:平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更	
1992年 (平4年)		育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施	「あいづわかまつの女性」再発刊(婦人行動計画ダイジェスト)
1993年 (平5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定 目標年度:平成12年	「あいづわかまつの女性」発刊(婦人行動計画の推進と展望)(平成2年度～平成5年度)
1994年 (平6年)	国際人口・開発会議(カイロ)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 女性問題企画推進会議と名称変更	「女性に関する意識調査」実施

年	国連	日本	福島県 (年度で掲載)	会津若松市 (年度で掲載)
1995年 (平7年)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」 採択	育児休業等に関する法律の 改正（介護休業制度の法制 化） ILO156号条約批准（家族的 責任を有する労働者の機会 等の均等）	女性総合センター（仮称） 基本構想策定	社会福祉部女性児童課「女 性政策係」新設 「会津若松市男女共同参画 連絡調整会議」設置 「第2次会津若松市女性計 画ばあーとなーしっふ21」 策定（1996～2003）
1996年 (平8年)		男女共同参画推進連携会議 （えがりてネットワーク） 発足 「男女共同参画2000年プラン」 策定	女性総合センター（仮称） 基本計画策定	市民団体「会津若松市婦人 行動計画推進会議」が「会 津若松市女性行動計画推進 会議」と名称変更
1997年 (平9年)		「男女共同参画審議会設置 法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正介護保 険法成立	「福島県女性史」刊行	
1998年 (平10年)		「男女共同参画社会基本法 案」を国会に提出	女性総合センター（仮称） 着工	
1999年 (平11年)		「男女共同参画社会基本 法」公布・施行 改正男女雇用機会均等法施 行	「男女共同参画に関する意 識調査」実施	男女共同参画都市宣言（平 成12年2月27日）
2000年 (平12年)	国連特別総会「女性2000年 会議」開催（於ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」 閣議決定 ストーリー行為の規則等 に関する法律公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性 サミット2000開催（於会津 大学） 男女共生センター竣工・開 館「ふくしま男女共同参画 プラン」策定	・「会津若松市男女共同参 画行政連絡会議」設置（会 津若松市男女共同参画連絡 調整会議設置要綱廃止） ・「男女共同参画都市宣言 1周年記念講演会」開催
2001年 (平13年)		内閣府に「男女共同参画会 議」・「男女共同参画局」 設置 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」一部施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援 策の方針について」閣議決 定	県民生活課人権・男女共同 参画グループの設置 「男女共同参画推進会議」 と名称変更 「ふくしま男女共同参画プ ラン」施行 「福島県男女平等を実現し 男女が個人として尊重され る社会を形成するための男 女共同参画の推進に関する 条例」制定 「男女共同参画推進会議」 廃止	会津若松市男女共同参画ビ ジョン会議設置
2002年 (平14年)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」完全施行 アフガニスタンの女性支援 に関する懇談会設置	県民環境室人権・男女共同 参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し 男女が個人として尊重され る社会を形成するための男 女共同参画の推進に関する 条例」施行 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進員設置 男女共同参画を考える市町 村トップセミナー開催（於 男女共生センター）	「男女平等に関する意識調 査」実施
2003年 (平15年)		「女性のチャレンジ支援策 の推進について」男女共同 参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 公布・施行 「次世代育成支援対策推進 法」公布・施行	県民環境総務領域人権男女 共生グループに改編	「会津若松市男女共同参画 推進プラン『チャレンジ 2008』」策定（2004～ 2008） 「会津若松市男女共同参画 推進条例」制定（平成15年 12月19日公布、平成16年4 月1日施行）

年	国連	日本	福島県	会津若松市
			(年度で掲載)	(年度で掲載)
2004年 (平16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「男女共同参画・配偶者からの暴力に関する意識調査」実施	条例制定により、「会津若松市男女共同参画審議会」、「会津若松市男女共同参画苦情処理委員会」を設置 各所属に「会津若松市男女共同参画推進員」設置 男女共同参画都市宣言5周年記念式典開催
2005年 (平17年)	第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催(於ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	男女共同参画推進本部設置 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂	
2006年 (平18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		
2007年 (平19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「男女共同参画に関する意識調査」実施 プラン改訂に向け、「男女共同参画推進プラン策定市民会議」、「男女共同参画ワーキンググループ」を設置
2008年 (平20年)		「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 「次世代育成支援対策推進法」の改正(一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大)	生活環境部人権男女共生課に改編	・プラン改訂に向け、パブリックコメントを実施 ・「会津若松市男女共同参画推進プラン 改訂版」策定
2009年 (平21年)		「育児・介護休業法」の改正(子育ての中の短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務化等)	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂	男女共同参画都市宣言10周年記念式典開催
2010年 (平22年)	「国連『北京+15』世界閣僚級会合」開催「北京宣言及び行動綱領」等を再確認、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択(於ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		
2011年 (平23年)	UN Women正式発足			
2012年 (平24年)	第56回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂 生活環境部青少年・男女共生課を設置	「男女共同参画に関する意識調査」の実施
2013年 (平25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)		次期プラン策定に向け、パブリックコメントを実施 「第4次会津若松市男女共同参画推進プラン」策定

# 会津若松市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 19 日公布  
会津若松市条例第 29 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 18 条）

第 3 章 苦情等の処理（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 会津若松市男女共同参画審議会（第 21 条—第 23 条）

第 5 章 雑則（第 24 条）

附 則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

会津若松市においては、昭和 60 年に会津若松市婦人行動計画を策定し、平成 12 年には市民が主体となり県内で初の「男女共同参画都市宣言」をするなど、市民との協働による男女共同参画の取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在し、地域社会の様々な分野において男女の格差が生じている。

このような状況に加え、少子高齢化、国際化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、真に調和のとれた平和で豊かな活力のある会津若松市を築いていくためには、男女がともに性別に

かかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

このような認識に立ち、市民、事業者及び市が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、同施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に

勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者をいう。

- (4) 事業者 市の区域内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女が性別によって直接的又は間接的な差別を受けず、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度又は慣行が、男女の地域社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によりあらゆる場の方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたる心身の健康が守られること。
- (6) 男女共同参画が、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に推進されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条各号に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備及び財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野において自ら積極的に参画し、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善その他の男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女がともに職場における活動と家庭等における活動との両立ができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害等の禁止）

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的な行為

(2) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。）

(3) セクシュアル・ハラスメント  
（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現
- (2) 男女間における暴力的行為等を助長させる表現
- (3) 過度の性的な表現

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画推進計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見の反映に努めるとともに、会津若松市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（市民及び事業者の理解の促進）

第11条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の活動への支援）

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女

共同参画の推進を図るための自主的な活動に関して、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（雇用等の分野における男女共同参画の推進）

第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業の状況その他の男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第14条 市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画に対する理解を深めるため、ジェンダーにとらわれない、人権に基づいた男女平等の意識づくりなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（積極的改善措置）

第15条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

（調査研究）

第16条 市は、男女共同参画推進に関する施策の策定及び実施に関し必要な事項について、調査研究を行うものとする。

（拠点となる機能の整備）

第17条 市は、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点となる機能の整備を行うものとする。

（年次報告）

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第3章 苦情等の処理

(苦情等の申出及び処理)

第 19 条 市民は、次に掲げる苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情等

(2) 男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたことに対する苦情等

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出について、関係機関との連携を図るなど適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するため、機関を設置するなど必要な体制の整備を行うものとする。

(委任)

第 20 条 この章に定めるもののほか、苦情等の申出及び処理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 4 章 会津若松市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第 21 条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として会津若松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、委員の構成は、男女同数となることを原則とする。

2 委員は、学識経験を有する者及び公募

に応じた者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市により策定されている男女共同参画の推進に関する計画は、第 9 条の規定により策定された推進計画とみなす。



# 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

最終改正月日 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として国若しくは地方公

共同体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女

共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規

定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 日本国憲法（抄）

交付 昭和 21 年 11 月 3 日

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものであり、われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第 2 章 戦争の放棄

（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第 3 章 国民の権利及び義務

（国民の要件）

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持と責任とその濫用の禁止・利用責任）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第 13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最

大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であって人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(請願権)

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信

の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し夫婦が同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第 25 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国はすべて生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第 26 条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第 27 条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条

件に関する基準は、法律でこれを定める。

法を尊重し擁護する義務を負ふ。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権)

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(法定の手續の保証)

第 31 条 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由は奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪はれない。

## 第 10 章 最高法規

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際法規の遵守)

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護の義務)

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲





**発行：会津若松市企画政策部 協働・男女参画室**

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL.0242-39-1405 FAX.0242-39-1400

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>